

四月十八日本願寺の坊官下間少進法橋仲孝は堺奉行松井友閑よりの通知により紀州鷲森より出て、面談せしに、二十一日信長安土に歸陣の報知なりき、依て二十二日仲孝は堺を立ちて安土に到り寺主顯如よりの進物を呈し勝軍凱旋を祝し五月四日に鷲森に歸寺せり。

天正十年日記

四月十八日、下少法可參候由友閑法印に申談、今日鷲森を罷出堺に候間に也、廿一日安土に御歸城と云々。

廿二日に堺より發足安土に御門跡よりの進物等あげ申、五月四日歸寺。

第六十九章 尊朝常胤兩法親王安土下向

天正十年四月二十四日青蓮院宮尊朝法親王は妙法院宮常胤法親王と同じく京を發し大津より船に乗じて安土に着し翌日午時登城して信長を訪ひ給ふ、是れ信長が武田勝頼を亡ぼし二十一日安土に凱旋したるを祝賀の爲の下向なり、此くて兩法親王は酉刻^{午後六時}安土山下より船に乗じ大津に上陸し二十六日正午歸京あらせられたり。

華頂要略

天正十年四月廿四日下向安土城、自大津濱乘船、妙法院宮^{常胤親王}同船、廿五日午時登城、酉時乘船、廿六日午時歸院。

第七十章 徳川家康穴山信君安土に至る

信長は武田勝頼征討に徳川家康の功勞多かりしを以て平定の後駿河遠江二國を賞與せしかば家康は其謝恩の爲め穴山信君と共に西上し、五月十四日坂田郡番場驛に次す、丹羽長秀假殿を建て之を饗し宿せしむ、此日信忠も西上の途番場に休息し直ちに安土に向ふて出發せり、家康は十五日番場を發し安土に着し旅館大寶坊に入る、是より先き信長は饗應の事を明智光秀に命ず、光秀京都堺等にて種々の珍物を調べ準備に鞅掌せり、時に秀吉は備中高松城を包圍攻撃中なりしに安藝の毛利吉川小早川等應援の報あり、家康安土に着するの日信長は急に明智光秀長岡與一郎池田勝三郎高山右近中川清秀等に命じ援軍として出陣せしむ、光秀十七日安土より坂本に歸城したり、此命令こそ光秀が本能寺變を決行せし導火線となれるなり。

信長公記

天正十年五月十一日〔前略〕

信長公當春東國へ御動座被成 武田四郎勝頼 同太郎信勝 武田典厩 一類歴
 く討果被達御本意駿河遠江兩國 家康公へ 被進其爲御禮 徳川家康公 并
 穴山梅雪今度上國候一廉可有御馳走之由候て先皆道を被作所く御泊く國
 持郡持大名衆罷出候て及程結構仕候而御振舞仕候へと被仰出候し也。
 五月十四日 江州之内ばんば迄 家康公 穴山梅雪御出也 惟住五郎左衛門ば
 んばに假殿を立置雜掌を構一宿振舞申さるゝ同日に 三位中將信忠卿 御上洛
 被成ばんば御立寄暫時御休息之處 惟住五郎左衛門尉一獻進上候也 其日安土
 迄御通候キ。

五月十五日 家康公ばんばを被成御立安土に至而御參着御宿大寶坊可然之由
 上意に而御振舞之事 維任日向守に被仰付京都堺にて調珍物生便敷結構にて十
 五日より十七日迄三日之御事也 中國備中へ 羽柴筑前守相働すくも塚の城あ
 らく取寄攻落數多討捕並るつたか城へ又取懸候處降參申罷退高松之城へ一
 所に楯籠也又高松へ取詰見下墨くも津川ゑつた川兩河を關切湛水々攻に被申付
 候藝州より毛利 吉川 小早川 人數引卒し對陣也 信長公此等趣被及聞食今
 度間近く寄合候事與天所候間被成御動座中國之歷々討果九州まで一篇に可被仰

付之旨 上意に而堀久太郎御使とし而 羽柴筑前かたへ條々被仰遣 維任日向
 守長岡與一郎 池田勝三郎 鹽河吉太夫 高山右近 中川瀬兵衛 爲先陣可出
 勢之旨被仰出則御暇被下。
 五月十七日 維任日向守安土より坂本に至而歸城仕何もく同事に本國へ罷歸
 候て御陣用意候也。

多聞院日記

五月十五日今日至安土松平家康來臨ト云々降雨沈思云々。

秀忠日記

五月廿一日安土より鶴善六御折紙越候家康去十五日ニ安土へ被越候。

當代記

五月十五日家康安土ニ着給御宿ハ大寶坊也家康公ヨリ信長へ金參千兩並馬鎧三
 百進上信長見之給馬鎧ハ納給金千兩ハ被返進在京中可被用之トノ旨也路次中宿
 ニ從信長可馳走旨依被仰付專之惟任日向守於安土馳走被仰付。
 ○創業記同文

○家康ノ物ヲ信長ニ獻スルヲ信長記家忠日記ノ載セサル所ナリト雖此獻遺アルヲ當然ナリ但信長家
 康所獻ノ金二千兩ヲ收メ其千兩ヲ返予シテ在京ノ費ニ充ツルトスルハ疑フベシ。

第一節 家康饗應の獻立

家康は十五日安土に着し二十日迄滞留せしが十五六兩日間に於ける饗應獻立あり、英雄英雄を饗せし鄭重の膳立と其時代に於ける調理法を知るべし。

續群書類從

於安土上様三河守殿御申獻立。

十五日をもちつき

本膳

かはたてきん
たご

たいのやき物

な汁

なます

かうの物

かはたて
ふなのすし

御めし

二膳

をけきんをかきて
うるか

かはたて
うるまる

ほやひやけ

ふどに

わなきんにふをかきて
かいあはひ

かはたて
はむ

こいの汁

三膳

やきどり

きそく金銀會有
かさめ

やまのいも
つるしる

にし

よ膳

かはたて
まきするめ

いはへ
しきつほ

すゝき汁

ふな汁

かはたて
しるたけ

五膳

まなかつうをさしみ

しやうかすかわらけ入

こほう
かも汁

けつりこま

御くはしふちたか是をつけて

やらひもろ

まめあめ

みののき

はなにこふ

から花

十五日晩御膳

みつあへ

こま〜

あゆのすし

ひたい

御めし

二膳

くしあはひ

こ地汁

ならつけ

三ひしくひ

かくに

つほ

たいのあつ物

をり二かう

かくもり

つほもり

ふくらいり

きしませにふどう

をり二かう

かはらけの物そのほかいろ〜いて申候
十六日御あさめし

本御膳

かはたて
うちまる

やき物ます

しる

ふななます

み〜かわらけ

かはたて
うど

このはた桶

御めし

二膳

あしはねまん
ひはり

かわたて
かれい

たいの汁

かわたて

けつり物ひたら

ひやしる

きそくきんきん
ふのこくし

かわたて
いか

ひやしる

三膳

しほひき

きりかまほこ

ふかんの汁

やきあゆ

もりあはせすきか〜り

すこはう
かはたて
どつさかのり

よ膳

大はむ

どんた

そほろ
かはたて
すゝき

たてすかはらけ入

みる

御くわしふちたかあしをつけて
うすかはまんちう やまのいも
みのかき

ひは

ふあけて

十六日の夕めし御ゆつけ
おうちう しほひき
なけきん かりのまめ

やき物

山のいも
ひしほいり
あまのり色々々

かけいり

大ちう

あんませ

かうの物

わうろう
ふくめたい

きんにたみかくにもる

二膳

からすみ

たこ

きそくあしかくにすへて

さゝい三ッ

こくし

あへくしけ

こかくにもる

三膳

さんせうはむ

たけのこ
はくてう

ふなもり
忍ひ

のしもみ

こい汁

よ膳

かすのこ

百菊焼

あを鷺汁

うりもみ

五膳

御めし

きそくきん みかほらけ
かまほこ

あつめ汁

いりこ
くしあはひ
ふしいたけ
あまめ
あまのり

しきのはもり

きそくかいもきん
はい

うさ
くしら汁

御くわし

やうかん

かち栗

くるみ

花にこふ

あけ物

のし

御てんちん

あんにん

かたのり

ふた有
むしむき五枚

いをり

御そんさかなたち花やき二本

金銀のきそく有

かくもり

たいのあつ物

つほもり

おり十かうさかつきの臺その外きし色々出申候

第二節 信長舞樂を張りて家康を饗す

滞留四日に亘りし家康の饗應は十九日には安土山上惣見寺に於て幸若太夫に舞を命じ、丹波國より呼寄せし猿樂梅若太夫に能を舞はせて其覽に供す、近衛前久も列席す、幸若は先つ大職冠を舞ひ次に田歌を舞ふ、信長其良技を賞す年の如く永き夏の日未だ夕陽ならず、信長は明日演すべき梅若を召し能を舞はしむ、梅若三曲を演す成蹟良巧ならず、信長不興更に菅谷長頼長谷川秀一をして幸若を召せしめ再び舞を奏せしむ、幸若和田麩を舞ふ大に意に適ふ、信長黄金十枚を賞與し梅若にも同しく十枚を與へたり。

信長公記

五月十九日 安土山於惣見寺 幸若八郎九郎大夫に舞をまはせ、次之日にハ四座之内ハ不珍、丹波猿樂 梅若大夫に能をさせ家康公被召列候、衆今度道中辛勞を忘申様に見物させ申さるべき旨、上意に而御棧敷之内 近衛殿 信長公 家康公 穴山梅雪 長安 長雲 友閑 夕庵 御芝居者御小姓衆、御馬廻御年寄衆、家康

公之御家臣衆計也。初之舞者 大職冠 二番 田歌 舞よく出来候て御機嫌不斜、御能ハ翌日可被仰付と。御誼候つるか、日高に舞過候に依て其日 梅若大夫御能仕候、折節御能不出来に見苦敷候て 梅若大夫被成御折檻御立不成大形、幸若八郎九郎大夫居申候額屋へ御使、菅谷玖右衛門長谷川竹以兩使忝も 上意之趣能之跡に而舞を仕候事雖非本式御所望候間今一番仕候へと被仰出候、此時和田サカモリ醜を舞申候、又勝而出來御機嫌直り、爰に而 森亂御使にて 幸若大夫御前へ被召出爲御褒美黄金拾枚被下云面目外聞實儀忝頂戴也。次に梅若大夫御能惡仕事曲事に被思食候へとも、黄金拘惜之様に世間之可有褒貶哉之被加御思慮、右之趣條々被仰聞、其後 梅若大夫にも金子拾枚忝下、過分忝次第也。

信長記

同十九日、安土山於惣見寺幸若八郎九郎に舞まはせ、丹波の梅若大夫に能を被仰付て、終日遊興を盡し、家康卿を御慰め有べし。次に被召連たる面々、旅中の苦勞を忘れ候様にとて、棧敷をいどなみ、ゆるくと見物申させらる。穴山梅雪は遠人の事なれば、幸若が舞を聞、餘興に入唯あきれたる計也。舞二番過しかば、梅若大夫も能三番仕りたりけるに、常よりは遙に其様あしかりければ、御氣色變じて、幸若が樂屋へ舞一段出來たり。今一番徳川殿へ饗應のため不舞かど、御使有ければ、其儘出で和田酒もりをぞ舞たりける。又始にも超て勝しかば、即被召出黄金百兩帷子共被下けり。梅若にも黄金百兩下し給りけるが、向後嗜もなく失念等仕候はと、頸を可被刎とぞ宣ひける。

第三節 信長高雲寺殿に家康を饗す

二十日は饗應最終の日なり、信長は丹羽長秀堀秀政長谷川秀一菅谷長頼四人を接待役とし、江雲寺殿上に於て朝餐を饗す、家康穴山梅雪石河伯耆酒井左衛門尉等と殿に入る、家老等陪食す、信長自から膳を進めて家康を饗し、食後一同を七層の天主閣に導き縦覽せしむ、家康の伴衆人夫に至る迄を安土山上に召し帷子を與へたり。翌二十一日家康安土を辭して京都に上り大坂奈良堺等を遊覽す、信長長谷川秀一案内とし、織田信澄丹羽長秀は大坂にての接待を司らしめたり。

信長公記

五月廿日 惟任五郎左衛門 堀久太郎 長谷川竹 菅谷玖右衛門 四人に 徳川家康公御振舞之御仕立被仰付、御座敷ハ高雲寺御殿 家康公 穴山梅雪 石河

伯耆 酒井左衛門尉 此外家老之衆御食被下、忝も 信長公御自身御膳を居させられ御崇敬不斜、御食過候て 家康公御伴衆上下不殘安土御山へ被召寄御帷被下御馳走申計なし。

五月廿一日 家康公御上洛、此度京都、大坂、奈良、堺、御心靜に被成御見物尤之旨 上意に而爲御案内者 長谷川竹被相添 織田七兵衛信澄 惟住五郎左衛門兩人ハ大坂に而 家康公之御振舞申付候へと被仰付、兩人大坂へ參着。

信長 記

翌二十日には、高雲寺の御殿へ家康卿を招請せられ、穴山梅雪、酒井左衛門尉、石川伯耆守此外家老の衆に至まで、何も被召寄、忝も自身給仕あそばし、朝の美膳賜りけり。然て後、徳川殿の手をひき殿主に上らせ給ひ、被召連たる諸士に至まで、悉見物をさせられ、又もどの御殿に御成あつて、夜半まで色をかへ様をかへ丁寧をぞ盡されける。角て二十一日には、家康卿爲參内御上洛あり、洛中殘る所なく心靜に一見し玉ふ様にと、長谷河竹後號越前東郷侍從を案内者に被相添、織田七兵衛尉信澄、惟住五郎左衛門尉長秀も大坂に於て、振舞可申とて被差上げり。

(明智光秀筆押)

日守の殿

(武井夕庵筆押)

了るが金書

第七十一章 信長蒲生賢秀を安土の留主とし上洛す

五月二十九日信長は上洛して直ちに備中征伐に出陣せんと安土城にの留主には本城津田信益以下六將、二丸には蒲生賢秀以下十三將を任じ、己れは只小性二三十人を従へ城を出て、京都に上る、此れ實に信長安土城最後の永別にして一代の英雄終に本能寺頭の露と消ゆる門出なりき、此より半月を経て金碧燦然たる七層の天主も凶熾一朝の烟と化し安土時代の全盛は僅かに七年の幻夢となりぬ。

兼見 綱記

五月廿九日丙戌、信長御上洛、爲御迎至山科、罷出、數刻相待、自午刻雨降、申刻御上洛、御迎各無用之由、先へ御禮案内候間急被歸了。

信長 記

五月廿九日信長公御上洛、安土本城御留守居衆。

- 津田源十郎○信益 加藤兵庫頭 野々村又右衛門 遠山新九郎
- 世木彌左衛門 市橋源八 榊田忠兵衛

二丸御番衆

- 蒲生右兵衛太輔○賢秀 木村次郎左衛門 雲林院 出雲寺 鳴海勘右衛門
 - 祖父江五郎右衛門 佐久間與六郎 菫蒲次右衛門 福田三河守
 - 千福遠江守 松本爲足 丸毛兵庫頭 鶴飼
 - 前波彌五郎 山岡對馬守
- 是等を被仰付御小性衆二三十人被召列御上洛、直に中國へ可被成御發向之間、御陣用意仕候而御一左右次第可罷立之旨御觸候て今度へ御伴無之。

第七十二章 安土城の焼亡

六月一日拂曉本能寺の變あり、二日凶報安土に着す、蒲生賢秀信長の妻子を日野城に移し戦備を修む、五日光秀安土に入城し城中の珍寶重器を奪ひ近江の諸將を招き政令を布く、六日勅使安土に下向あり光秀に京師侵掠勿らんを諭さしめ給ふ、七日光秀其族光遠を留め守らしめ京に上り十三日秀吉と山崎に戦ひ敗れて小栗栖に殺さる、光遠山崎の敗報を聞き安土城を出て、坂本に歸る、十五日安土城の天守は放火によりて焼失し城下の市街も多く灰燼す、十六日青蓮院尊朝親王安土に下向あり信孝を

慰問し給ひしに災餘の荒涼目もあてられざりき、本能寺變より安土城燒亡の顛末は軍事志に詳記す

第七十三章 柴田勝家長命寺の事につき 家康の旨を承く

柴田勝家は三州吉田城主酒井忠次を介して家康に長命寺の事につき訴ふる所あり、忠次即ち之を家康に傳ふ家康は寺家につき他意なければ旨を勝家に報せしめたり、文書十一月十七日とありて年記なし按するに天正十年本能寺變後に於ける勝家と家康の接近を語るものにて長命寺僧が一方秀吉の安堵を承けながら更に勝家を介して家康にも通せし状を知るべし。

九三七 島村長命寺文書

(端裏書)

自三州吉田

柴田修理亮殿

酒井左衛門尉

御宿所

尙以長命寺儀可然之様ニ、何様之義も御指南奉憑候、此篇御用等無御隔心可被

仰越候。

近日者不申通候、近江表無異儀之由、御心易存候、於當國御用等候者、可被仰付候、仍長命寺寺家之儀、別而家康馳走被申候、御六ヶ敷候共、諸事御異見奉憑候、只今御同心衆、何か被申様ニ被申越候、何篇にも頼入存候、猶重而可申入候、恐々謹言。
十一月十七日

忠次

第七十四章 信雄安土城に入る

七層の天主閣は烟消すれども安土山には猶城郭を存せり、清洲會議の結果信忠の長子三法師織田氏を嗣くことなれり、然れども年猶幼なるを以て信雄代つて事を見んと天正十一年正月二十三日飯田半兵衛等を従へて安土に入城す、是より先き羽柴秀吉之を諸國に報し諸將に登城すべきを傳ふ。

武家事記

古安豊臣家
正月十七日秀吉小早川氏に答へし文

(正月) 來廿三日三助殿安土御上國候、即御家督ニ被居國々面々令出仕候之條、可能上候云々。

秀吉事記

然而若君御幼少之間、伯父織田三介信雄爲御名代先奉移安土。

太 閨 記

安土には若君御幼稚に付て、伯父信雄卿爲御名代元日之朝禮受させ給ふて賑ひし也。元日朝禮云々必しも元日の事とするに非ざるべし

閏正月五日徳川家康は書を飯田半兵衛に與へて信雄の入城を賀せり。

九三八 貞亨書上 織田山城守

信雄至安土被成御着城候御様子各宿老中御馳走被申旨委細被示越爲悅候到此方我々大慶可有推量候尙期重音候恐々謹言。

閏正月五日

家 康 (御判)

飯田半兵衛殿

第七十五章

秀吉安土に正を賀す細川藤孝 筒井順慶亦來謁す

秀吉は中國の政務を沙汰し閏正月七日京都に上り參内して新正を奉祝し八日大津より船に乗じて安土に來り九日信雄に謁して正を賀す長岡藤孝は八日大津より船に乗じて安土に來り九日三法師及び信雄に謁し禮を厚ふして正を賀せり筒井順慶

も其頃安土に來りて正を賀す。

多聞院日記

閏正月十二日順慶法印信雄公也從去四日御本所アツチへ被出付爲禮筑州同道昨夕歸了云々東國ノ様ハ瀧川 家康三七殿柴田以下大旨令一味雪消ハ可打出之由有沙汰如何十七日從大門羽筑へ被遣卷數事被仰間認遣之。

秀吉記事

閏正月初旬秀吉亦至安土國々之諸侍調禮儀尊仰恰如將軍御在世之時誠君臣之禮諸人所感也安土十余日逗留其後又打歸山崎。

太 閨 記

秀吉卿も中國之政務沙汰し置正月七日上洛し年頃之參内を遂られ攝家清花諸公家などへも其さまいと嚴重なり翌朝至大津船に乗夜安土に着船し翌朝御兩殿へ新正之御禮其品を盡されし事恰將軍御在山の如し君臣之禮儀甚不輕とて諸人之感聲洋々乎として岐了みてり。

傍人曰將軍取立之大臣多くありといへども秀吉卿のやうに亡君之重恩を能勤らるゝ稀なり行々興るへき人なりと媚をなす輩尤多かりし也其前表何とな

う此人は可知天下人也と諷しあへりぬ、是自然之通兆なり。
秀吉卿安土に五日滞留し給ふて柳瀬表をかるく見廻取出之城々へ心を相添、
又頓て此表可令出勢と約し、正月中旬寶寺へ歸城し給ふ。

細川家記

天正十一年癸未正月八日、幽齋君忠興君安土に趣て三法師殿及び秀吉公に謁せら
る、同十二日秀吉公江北巡見あるにより被仰候ハ速ニ丹後に御歸り有て領國は勿
論丹波但馬因幡伯耆等の無事を御計ひ可然との事故、御歸國被成候。

第七十六章 織田信雄安土城下町に控を

下す

本能寺の變山崎の戦を経て安土の城下町は放火の災に半は荒涼せしが翌天正十一
年正月織田信雄は城下町の秩序を保全せん爲に定書を出せり、其要旨は城下町の諸
制度總て天正五年信長が出せし條數を襲用したり、然れども去年山崎合戦後放火に
より焼失せし町内の商家に預けありし品及び質物等は返濟の途なきにより是非に
及ばずとし、焼失せざる町家に於ける分は奉行に申出て處決を爲すべきを令したり。

九三九 八幡町共有文書

定

安土山下町之儀、任先代條數之旨、聊不可有相違、並今度一亂之刻、方々預物、質物等之
事、其主家於放火者、不可及是非、但相殘家申事於在之者、奉行相斷、遂糺明證、人次第可
隨其者也。

天正拾壹年正月日

花

押……信雄

第七十七章 秀吉信長の靈を安土山に祀る

安土城は信長が最終の城地にして最も意を用ひたる所なり、天正十一年閏正月秀吉
は安土に來りて織田三法師並に信雄に謁し新正を賀せしが、今昔の感に堪へざるも
のありしにや、同年二月信長の骨片並に佩用の太刀烏帽子直垂等を安土山上に護送
し、二の丸城跡に之を埋藏し一個の石を表とし、信長の靈を鎮め宮を造り六月二日正
當一周年祭を修す、織田三五郎長好宮前に石燈籠を建つ、銘文左の如し。

九四〇 平田村上羽田羽田神社所藏石燈籠銘

江州安土山惣見禪寺

第二編 安土時代志

惣見院大相國二品泰岩大居士造宮

□岩居士俗名織田三五郎長好所造立也。

天正十一年六月初二日

慶長九年豊臣秀頼之を修繕し、元文年間惣見寺住職更に境域を修補せり、現存する山上信長廟即ち是なり。惣見寺舊記

第七十八章 近衛前久信長の正忌に供養を爲し和歌を咏ず

前右大臣近衛前久は龍山と號し信長の生前厚情頗る親密なり、信長安土城下に調馬を行ひし時前久毎に來り會したり信長の薨後十八年慶長五年六月二日信長の正忌を卜し僧を請して靈を祭る、其日南無阿彌陀佛の六字を配して六首の和歌を咏じ影前に供したり。

九四一 安土村惣見寺文書

惣見院殿しやうきとて、いさゝかそうを、くやうし、こゝろさしをし、侍りけるつゐてに、六字のみやうかうを、かしらにすへて、うたをよ見影前に廻向しけり。

龍山 (近衛前文)

南 なさけゆへ、どしはふれどもかなしきの、いやまさりぬる、わかなみたかな。
無 むつましき、人のむかしのをも閑けを、忍にうつしつゝ、無かふあさくれ。
阿 あさからす、たの見し人をさきたてゝ、のこるかひなき身こそつらけれ。
彌 みちしらは、ゆきてあはんどなげくかな、きへにし人をしたふあまりに。
陀 たれも見ななからへはてぬ、うき世そと、おもひどりても、なげくわかれち。
佛 ふたゝひと、かへらぬ、みちを、おもひわひ、なみたせきあへぬ、袖のうへかな。
慶長五年六月二日

第七十九章 雜史料

左に列記する文書は永祿元龜の間織田氏が新民政を布きし時の史料なり、然れども今一一考證を加へず参考史料として附記することゝせり。

九四二 鏡山村橋本左右神社文書

- 一下司名分中、三分一徳之分。
- 一諸入用は五分一徳分。

一首頭ハ見下分。

此分御申被成候て被下候は、無忝可存候、恐惶謹言。

十一月十九日

三村百姓中

村田半介殿

人々御中

九四三 同社文書

納御本所方御年貢米之事。

合 ました六左衛門辨

右所請取如件。

永 十一月廿九日 花押

四斗三升 永祿 しろ川 三斗五升九合 ました。

四斗七升五合、南大藏。

貳斗三升五合、あたらし。

九四四 同社文書

急度以折紙合申候、彼岸錢之儀に、津田掃部殿より催促被入候はん由、申越候、赤佐吉四。被官衆として、是非おひたてらるべく候、委細之段此仁被申候也、恐々謹言。

三月九日

青山小介
山甲與太郎
長曾彌源五

鯰江宮内兵衛殿
馬場七右衛門殿
村嶋半右衛門殿
村田半助殿 御宿所

九四五 同社文書

先日は爲使登城辛勞毎度被察候、仍申候義内々被得其意候哉、様子承度候、時分柄之頃、一途有度事候、内々切被申候一途無之候、果而如何候て在候哉、不存候、必御才覺候て可給候、猶期後音候、恐々謹言。

霜 三

國中年寄衆、追々爲御禮可被出之由候、又勘左現米扶持之事、少成さうに候。

又々新兵へ書狀調其方進入候。

源次

村田殿

九四六 同社文書

其元年貢米何程入申候、御事□然者此御兩人金之しろ之事、此方にて百疋程請こい申候、其方も村田殿御談合候て、百疋ほど御出あるべく候、村民へもかたきぬきせ候はん事、同道仕候、御手前より御しつひ被成候ても、此□此さ□□どうけこひ申候、恐々

服部六兵衛 (花押)

青山小介 (花押)

山本三左衛門 (花押)

山田久藏殿

かへす、兩人義可然様に御馳走頼入候。

九四七 同社文書

御懇書本望候此儀今朝被懸御意候由從是武佐へ罷越、不懸目、千萬御殘多存候、隨而佐

久間衆其郡へ被參由承候、□申候、次□之事々未尋候條、何方も不存候、懇に申度候へ共、少口來候條□筆候。

返々依急下御札、殊に御知之段畏存候、御内可申候、今日柴田殿衆其方へ被參候、鈴木孫右、今朝被相越候。

宮平右

村田殿

御返報

九四八 同社文書

一昨日不得尊意候、今日ハ長光寺邊に罷出心底候之處、雨中之條、不及是非、明日は從未明可罷下覺悟候、然者其方に御待可在之候、參候て御供可仕心中不可有疎意候、恐々謹言。

霜月十七日

村田孫十郎

宮村若左衛門御宿所

九四九 同社文書

度々被仰候、無事方之儀今時分可然候。

此一書之分に御同心候は、被仰候て御越待申候。

一 火立ちの事。

一 か〇きりの事。

一 城之事。

一 山中人質之事。

一 此方同心かさねてしちの事。

何も此分に候は、す〇申〇て見可申候。

十月廿一日

貞

九五〇 同社文書

御折紙令拜見候、然者繩廿五束分請取申候、相殘者御無用にて候、先程も以書狀申入候間、竹計闕候間、早々少成共、きらせ候て、持可有、將又來六日に小家懸申候、竹林寺之夫、丸十五人、未明可被下之由、被仰候、必々被仰付候て可有候、恐々謹言。

卯月三日

秀

盛 (花押)

かへすく上使錢之事、其方より如何ほごにと被仰候て、可有、隨分馳走可仕候、かならずく、六日夫丸十五人ほど、可有、於難澁者不可然候。

(端書)

村田半助様 御返報

市村藤介 秀盛

九五一 同社文書

明日六人衆參會可在之由候、然者當城へ明十六日に可上候由候間如此候。

一米可入候間、少成共、もたせ可上候。

一 せり六七人之口ほしく候、明夕の用候、女にても申候て、明日早々つませ可申事、明夕

の用所候、其心得可存候、かしく

昭江

村田どの

九五二 同社文書

其方人足、明日ハ河守に在之米を可遣候間、三石はかりのほらせ、被仰付可被下候、米も火急之由申來候、向さてく如此候、不可成御油斷候、恐々謹言、

卯月四日

鯨宮兵衛 (鯨江官内兵衛)

(花押)

村半右殿

九五三 同社文書

一昨日は返事拜見候。
 一村田へさいそく遣候哉、可急候。
 一代官の米も随分可入之由可申候。
 一竹林寺くわん道坊へ可申候、何とて廻引候哉急度可申候。
 一明日ふしん少させ可申候間、庄村、しなの村、兩村早々可付候、道具はすきにて可尤候、恐々謹言。
 三月廿四日

村田殿

監 隆 (花押)

九五四 同社文書

態以書札申入候、仍昨日申入候は、今日は内々可參之覺悟候之處に、御代官衆相替、昨日此方へ被懸御意候、指出以下彼是取亂候事、無極候、就其竹林寺之儀、先度より如申入候、我等肝煎可然様に指出可申付候、先々羽田邊へ御出候様に、御才覺尤可爲喜悅候、いか様こゝもと、隙明參可申入候間、いつれの寺に御座候はん哉、承度存候、必々竹林寺此方へ御出候事、御用捨候て可被下候、貴所様頼入存候、將又御臺所入之寺庵は、代官衆御取

候はん由候、此等之趣、御奉行衆御談合候て、可然存候、爲御案内急度申入儀共、必々竹林寺此方へ御出之事は、先々御延引候て可被下、たのみ入候外無他候、恐惶謹言。

十二月三日

村田孫十郎

之 通 (花押)

溝口小兵衛殿

人々御中

九五五 同社文書

代官衆之替付而我等にも可參之由、被仰及候、以面拜御談合之趣、可承候得共、孫七如存知申すねをたかくし、路次之儀少茂不叶候條、不參候、一入如在申口かい無之候、皆々へも可御心得候、申事頼存候、恐々謹言。

極月三日

良 雄 (花押) ……南十右衛門

返すく、代官被替之由、於此方迷惑仕候、可然候様に御調法管要候、御相談之通可被仰聞候。

九五六 同社文書

以書狀令申候、仍東川はうし去年分不相濟之由候て、從御代官衆切々可有御催促儀候、

去年分事は、我等參得御意相澄候、其段御代官中へ御申候て、可被下之由、彼百姓申事候、御届之、段奉頼入候、恐々謹言。

極月六日

南 十右衛門

良 雄 (花押)

村田半介殿

九五七 同社文書

昨夕下より御歸之由候、就は半^(介)口^(カ)殿、庄村催促事御座候由、候昨日其儀に正村衆^(庄)召寄候へ共、不相果候、朝めし口相可果之間、可得其意可相果候、不可申入候、眞右衛門可申候、恐惶謹言。

霜月朔日

(端書)

五 兵 (苗村五郎兵衛)

村彌十郎殿

名 五 兵

貞 次

御尊報

九五八 同社文書

庄村之一儀に名五兵、村甚右、兩人此方へ被參談合仕様躰可申入覺悟候處、にや儀俄條、重以書狀申入候、彼催促衆へ料足五十疋にて、其方被仰調候て可然様に衆相果候て御歸候、忝可存候、爰躰之義、諸事御異見之儀候條、此等成之儀、兎角候へは不可然儀候、是非此段御肝然候て、御はたし被下候、兩人我等として、此段はしんつい仕候はん之由候、申事に無之様に御分別候て、五十疋にて相果候は、此方之儀は我等兩人として馳走可仕候、其方にてよきついてにて候條、御はたし候て、御歸於我等忝可存候、百姓いまたどかく申候へ共、此等成程は、兩三人として、しんつひ仕申事になり候はぬ様に、御調專一候、猶以五十疋にて諸事御はたし候て、御歸被下候、たのみ入存候、此外不申候、恐惶謹言。

十二月一日

(端書)

花 押

半台九郎兵衛殿

名村五郎兵衛

村田源右衛門

人々御中

同 甚右衛門

九五九 同社文書

第二編 安土時代志

五六七

一筆申入候、其方指出之儀、今朝懇に五郎兵、甚右に申候、今日中に可被相濟候、長々敷候へは、可有失墜候、就其、鶴川三ツ村、夫丸卅人、明日(棒)ぼう口持せ、早天に可仰候、御油斷有間敷候、堅可被仰付候、恐々謹言。

十二月三日

青山小介

□ 次 (花押)

村田孫十郎殿

宿所

尙々指出之儀、今日中可被仰付候、御油斷有間敷候。

明日の夫丸儀、堅可被仰付候。

九六〇 同社文書

御折紙之通、地下人中へ申聞候へは、今明日中に可相辨由候條、御催促被下間敷候、右之通候間、可被御心安候、爲其案内申入候、猶以面上可申述候條、不能委細候、恐々謹言。

十二月廿五日

山本作左衛門

貞次 (花押)

小川五右衛門殿

御宿所

九六一 同社文書

昨日以小札申候處に、預御返事委細□□候、さりとは左こ太郎下代事は、此方御給分内を給田に申付候段、各以御家中衆可存候、田地不伏内と申事、此儀申上候、然を御闕所に可被爲事は、引懸も可在之候、幾重にも候理申候はて不可叶候、然間、左五太郎前御年貢米事、可相物之處に、堅御催促由候、一向迷惑仕候、從左こ太郎下代事、達而御理御申候て可被下申候へは、先年貢可入辨由、口付候、候催促に不可及候、恐々謹言。

返々佐藏主被仰談候て、御理所仰候者、左衛門五郎年貢事、貴所と佐藏主と、御さけ申分に可入辨候。

太塚太郎左衛門尉

村田半介殿

九六二 同社文書

度々申入候、左こ太郎下代事、御貴所へ被仰分候て、被下候へと申候へども、無御返事候、迷惑候、就其此方入辨年貢米事、相拘可申由候處に、御さいそく由候、迷惑候、先日も佐藏主へも申入候、御相談候て、一途御返事所仰候、先日もさいそく被立候程まで、子細次第

に可爲落居候事候、恐々謹言。

十二月廿六日

大塚太郎左衛門尉

武 (花押)

村田殿御宿所

先日御さいそく可被立候、御

さいそくに不及事候。

九六三 同社文書

御狀拜見申候、仍從貴所被仰事候條、此仁如存知我等參申候へ共、色々儀を申候て、申不出候、已前も貴所の者ども申間、罷出先刀を預申分候へ共、今何とか申候て、不出無曲事候、我々情を入候事も、此仁よく／＼存知候て、自貴所承候儀候間、大かた情を入候へ共、不成候て無曲事候、貴所御子息も、此方へ御出候へ共、しか／＼と無御申由候間、中々不相調無念候、此仁一兩日迄、相留候て、色々申候へ共、不成候て無曲存候、委細様子此仁可被申候、恐々謹言。

十二月十五日

安江佐介

重治 (花押)

村田半介殿

御宿所

九六四 同社文書

此間は種々馳走付而今朝此方へ次意儀上候、尤祝着候、馳走ゆへと存候、内々如申名々より被上候米事も、随分馳走候て、上候様に才覺肝要候、此方不□之躰候間、如此候、謹言。

ナ サ ハ

九六五 同社文書

村民様は坂本に御座候、我等にも可罷下候間、明日早々より可被下候、其方之米、京へ御上被下候は、此方より御案内可申候、其様御こし候へは、早々御上候は、御用等可被下候、諸事罷下可申候。

正 廿四

半介殿

人々御中

九六六 同社文書

如仰先度者御出候、何事も不被申候て、所存外存候正法寺跡之儀付、御公事之儀、

上儀次第様に在之儀、坊主被申候、隨而爲御見舞御懇札畏存候、御狀通坊主申聞候、我等より相心得可申入旨候、兼又其方御祭禮可參覺悟處に、此方番手に參、無念に存候、何様以參、可申承候、恐々謹言。

八月廿四日

重久

(端書)

神數六兵衛

村田半助殿御報

重久

九六七 島村長命寺文書

なをく、早々御納所可有候、何方も候納所候者、はたへなしたるへく候、爲其如此候、此外不申候。

急度以折紙申入候、仍其方より御中間に罷出候、公用かた此方へ御納所可有候、御中間衆者、吉田與力之儀候間、從此方糺明可仕候條、早々納所可有候、何方より申越候共、きよやう有間敷候、恐々謹言。

三月廿八日

青山小介

岩次 (花押)

長曾禰源五

秀種 (花押)

長命寺

年行事御房中

九六八 同寺文書

例進之儀付て、御兩所此方へ被成御出候様子、口一郎物語申入候、就其三年一度在之由申候、自然向後出入候とも、中年二年のよし可申候、但御ためあしく候は、重而可蒙仰候、恐惶謹言。

三月廿五日

西ネ與左衛門

之記

長命寺

年行事御坊

參御坊中

九六九 同寺文書

當寺糺明上使、兩人之外不可在之候、自然何方より何々かご申候共、一切不可有容許

候、爲其如此候、恐々謹言。

十一月二日

徳山五兵衛

秀規 (花押)

吉田善四郎

保勝 (花押)

長命寺

御寺中

下篇 豊臣時代志

第一章 豊臣秀吉と長命寺

第一節 秀吉長命寺に諸役を免ず

天正十一年賤岳に大勝を得し秀吉は近江を掌中に收めて得意の時期に入れり、奥島山上の長命寺は祈禱寺たるにより武運長久の祈禱をせしめ同寺にかゝる諸課役及

び寺舟の舟役をも免除せり。

九七〇 島村長命寺文書

祈禱之御札并兩種青銅百疋到來祝着之至候、猶此使置僧相合候、恐々謹言。
五月十三日

筑前守

秀吉 (朱印)

長命寺

役者中

九七一 同寺文書

已上

當寺之事秀吉様爲御祈禱諸役被成御免除候、向後ひらた平駄ニ不可有船役候、恐惶謹言。
天正十一年

早崎平三

五月廿五日

家久 (花押)

長命寺

御房中

此年八月秀吉檢地を本郡に施行す、奉行等長命寺山林を檢して租地となさんとす寺

僧即ち之を訴ふ、秀吉檢地奉行増田長盛伊藤秀盛等をして寺有林を免除し、代ふるに彌々秀吉の爲め祈禱を専修すべきを命じたり、其文書全文檢地條に引用すれば、こゝには省く。

第二節 秀吉長命寺の年賀に答ふ

長命寺は年始の賀儀として祈禱の卷數と青銅百疋を秀吉に贈りたり、三月七日秀吉朱印狀を出して之に答へ、長束正家中江景繼二人をして使僧に謝せしめたり。

九七二 島村長命寺文書

爲年頭之祝儀卷數並鳥目百疋到來悅思召候、猶長束大藏、中江式部太輔可申候也。

三月七日 朱印…(秀吉)

江 州

長 命 寺

九七三 同寺文書

爲年頭之御祝儀卷數青銅百疋披露申候處、則御成御朱印候、時宜者可御心安候、猶御使僧へ申渡候、恐々謹言。

三月七日

長東大藏太輔

正 家 (花押)

中江式部大輔

景 繼 (花押)

江 州

長 命 寺

御 房 中

第三節 秀吉長命寺に山林を安堵す

天正十一年九月十四日秀吉の臣増田長盛淺野長吉は各折紙を長命寺に遣し寺坊屋敷并に山林に諸課役を免除されしを通じ、若し狼籍の輩あらば訴出つべきを達したり、此頃増田右衛門尉長盛は仁右衛門尉と稱し、淺野彌兵衛長政は長吉と稱したり、秀吉部下の長盛長政は信長部下の勝家重政の如く蒲生の民政を掌りたり。

九七四 島村長命寺文書

當寺山林并寺屋敷之事、秀吉様御前無御別儀上者、如先々爲寺家中可有宰判候、若

下にて違亂之族在之者、急度可有御訴訟候、堅被仰付候様可申上候、恐々謹言。

増田仁右衛門尉

長 盛 (花押)

九月十四日

長 命 寺

寺 家中

九七五 島村長命寺文書

當寺山林并坊屋敷之事、

秀吉様御前無別儀上者、如先々爲寺中可有裁判候、自然誰々我等者共、違亂之族在之者、堅可申付候、恐々謹言。

淺野彌兵衛尉

長 吉 (花押)

九月十四日

長 命 寺

寺 家中

第四節 秀吉長命寺の柿を贈りしに答ふ

寺坊屋敷と山林の寺有を安堵されし長命寺は報謝の禮を述べ柿一籠を贈りたり九月廿二日秀吉朱印書を發して之に答ふ同時に淺野長吉増田長盛へも各柿一籠と祈禱の卷數とを贈りたり二人又之に答ふ。

九七六 島村長命寺文書

爲音信祈禱札并柿一折到來祝着候、猶増田仁右衛門尉可申候、恐々謹言。

筑 前 守 朱印 (秀吉)

九月廿二日

長 命 寺

九七七 島村長命寺文書

爲御音信柿一折並御祈禱卷數被贈下候、寔遠路御懇情難謝候、猶御使僧へ申渡候、恐惶謹言。

淺野彌兵衛尉

長 吉 (花押)

九月廿一日

長 命 寺

人々御中

九七八 島村長命寺文書

秀吉様御見舞使僧被相越候、殊御祈禱御札并柿一折進上候、則披露申候處、以御書被仰出候、將亦我等へ柿一折送給候、御懇之至令祝着候、急候間書中不能巨細候、猶期後音時候、恐々謹言。

増田仁左衛門尉

九月廿二日

長盛 (花押)

長命寺

御坊中

第二章 安土城下武士の誓約

安土山下常樂寺村の侍衆中申合狀なるものあり、天正十二年五月四日付三ヶ條より成る誓約にして、深尾、水原、犬丸、熊木、久郷、栗田、坪田、北村、河村、按野等二十五人連署す、その第一條に此地に亂入者あれば協同一致して對抗すべきを云へり、當年を回顧すれば安土城及び城下町の重要部は山崎合戦後焼亡せしも、織田氏の幼主は城内に在り、然るに此年四月羽柴秀吉は織田信雄、徳川家康と長湫小牧に戦ひたり、されば其争闘

は何時安土城下に波動し來るやも豫測すべからざればかゝる誓約の成立を見たるならんか。

九七九 安土村常樂寺深尾笹吉氏文書

當所侍衆申合條々事

- 一 自然爰元亂入於在之者、各致一身同心可申談事。
 - 一 當浦小屋懸在之時、軍勢はふくに付而者惣別致相談、小屋無異儀様ニ可致馳走事。
 - 一 對此衆中に非分之族申儀在之者、以申合筋目〇貝懸身躰可相理事。
- 右通於相背仁昧者、各致參會間敷候、付此衆中對世上惡盜族並所々置目おはつれ、恣之儀在之者、惣別者存間敷候、仍置目如件。
- 天正拾貳

五月四日

深尾二郎左衛門尉

成重 (花押)

水原左衛門尉

重弘 (花押)

深小次郎

犬丸飛驒	秀満	花押	深、	與七郎	秀利	花押
深 與太郎	秀勝	花押	深尾喜右衛門	秀元	花押	
熊木三郎兵衛	重長	花押	熊木又助	重吉	花押	
犬丸清衛門尉	掟捨	花押	久郷孫左衛門	實吉	花押	
栗田宗左衛門	重吉	花押	深尾新右衛門	種吉	花押	
坪田又六	吉徳	花押	深尾新二郎	近勝	花押	
深尾孫七	高秀	花押	北村太郎兵衛	吉次	花押	
犬丸孫衛門			北村孫太	秀正		

久吉	花押	河村式部	成家	花押
犬丸孫介			何世齋	花押
久重	花押		北村孫太	花押
犬丸恒兵衛				
定次				
北村源三郎				
實次	花押			
犬丸兵吉				
按野次郎右衛門				
吉次	花押			
以上				

第三章 秀吉日野町に掟を下す

天正十二年六月日野城主蒲生忠三郎氏郷伊勢松ヶ島城に移封され十二萬を領す、同月十三日氏郷同城を受取り入部す、日野六萬石より十二萬石に加封の榮轉なれども祖先以來累代墳墓の地を去る氏郷の心中と町民惜別の情とは自から感慨無量なり

しならん。

秀吉は日野町の秩序紛亂せんを察し同月七ヶ條の掟を同町中に下せり、先づ喧嘩口論亂妨狼籍を停止し、次には諸課役を免除し、次には町民の他に移轉するを禁じたり、然れども氏郷に隨ふて伊勢松ヶ島に移轉するは自由たるべき特典を與へたり、次には故障を地下人に申出又は押賣等を爲すを禁じ、山林の濫伐田島作毛を荒す事并に諸侍の邸宅に陣取する等を禁じたり、此諸役免除の特典は徳川氏の時代に至りても連綿せり。

九八〇 日野町西田先兵衛氏文書

掟

江

州

日野町中

- 一 喧嘩口論、亂妨狼籍、停止事。
- 一 諸役免除之事。
- 一 町人之儀者如前々可居住、自然他所に令退散者、可爲曲事、但松賀嶋に於相越者不及沙汰事。
- 一 對地下人不謂儀申懸、并押賣以下族可爲一錢切事。

一 山林竹木切取間敷之事。

一 田島作毛不可荒事。

一 諸侍之家陣捕禁制事。

右條々於違犯輩者、速可處嚴科者也、仍如件。

天正拾貳年六月日

筑前守 花押

九八一 西大路村久村靜彌氏文書

仁正寺村 御黒印辨書

一 當所仁正寺新町江御朱印被成下候濫觴を尋るに、天正十二甲申歲蒲生飛彈守様勢州松ヶ島江御國替被蒙仰被成御引越候ニ付、當所之御城者水口之城主名東大藏太輔御預に相成り、其家來垣見十太夫と申者與力二十人同心七十人餘にて守護仕候、依之當御城下甚及衰微衆民或ハ松ヶ島へ蒲生家を慕ひ引越候者も有之、或ハ諸方へ離散仕候者も不少候ニ付、從來往來候舊地及衰微候事を歎き、蒲生家へ相残り候民之者何卒御朱印被下様豊臣家へ相願候由にて、則豊臣家より御朱印被下置候、其御文言の大意、蒲生家を慕松島へ引越候者は格別、外々江離散仕候儀は不相成由、被仰付諸役御免除之御朱印被下置、當御城下之衰微不仕様被仰付

候。下略

第四章 伊藤秀盛小出秀政諸役免除 につきて日野町に沙汰す

同年八月三日秀吉の臣伊藤太郎左衛門秀盛、小出甚左衛門秀政兩人連署して秀吉が朱印書を以て日野町に諸公事役免除せられし上は、爾後何人の給地に定まることも朱印免除の旨を申出つ可く、若し新給人同意せざる時は直に其趣を申告すべきを達したり。

九八二 日野町西田先兵衛氏文書

當郷誰々御給人罷付候共、町中之義者任御朱印之旨諸公事被成御免除候間、可被得其意候、御給人付候は、此理可被申候、若御給人於無同心者、其趣可被申上候、恐々謹言。

八月三日

伊藤太郎左衛門尉

秀盛判

小出甚左衛門尉

秀政判

日野町惣中

第五章 秀吉川副氏一族の居邸と吉倉氏の土地に諸公事を免除す

天正十二年十一月二十日秀吉は日野町杉野神町に居住する河副德母、同久八、小八、喜八、作五五人に宛て、各自の邸に諸公事免除の朱印状を與へたり

九八三 日野町川副小八氏文書

面々居屋敷并諸公事令免除上ハ聊不可有相違者也。

天正十二

十一月廿日

秀吉朱印

河副久八殿

同 小八殿

同 喜八殿

同 作五殿

河副徳母は蒲生賢秀の女儀光院三條殿の乳母なり儀光院は秀吉の側室なり天正十一年徳母入奥に從へり因て族類戸課を除かる蒲生氏編四家の居邸は杉野神町に在り爾後御朱印屋敷と稱し絶戸すれば町内より之を管理せり慶長延寶の檢地先例により免除地とす。

吉倉橋左衛門は中之郷村東櫻谷村の士にして蒲生氏の臣なり天正十一年賢秀の女儀光院秀吉に嫁せし時町田十郎左衛門と共に女佐の臣として伏見に從ふ翌年秀吉橋左衛門の所有せし中之郷音羽北脇三村内の土地に公課を免除する朱印を與へたり橋左衛門は多病任に堪へざれば弟久助をして交替し己れは郷里に歸臥したり徳川氏の世となり中之郷村は非伊氏の所領となりしが吉倉氏には一本紙と稱し特殊の待遇を爲せり蒲生舊跡考按するに日野の町田十郎左衛門も同任者なれば同じ待遇を受けしならんも記録を存せず。

第六章 水口城建築と船木港及び蒲生野洲人夫の徵發

天正十三年秀吉中村一氏を水口に封し岡山に城を築かしむ蓋し高島郡大溝城を移築

せしめんとするなり秀吉の臣長野正勝其事を監し西川宗兵衛間宮與左衛門等を行とし六月の初め大溝城を壞たしむ朽木河内守人夫を出して之を助く此くて大分は湖上を舟運し巨材は野洲の江頭に小材及び瓦等は本郡の船木港岡山村に着せしむ船木は川底淺く巨材を運ぶに適せざるを以てなり又用に堪へざる古材は大溝より大津に送りて薪材とせり。

船木江頭に着せし大小の木材及瓦等は蒲生郡内秀吉直領の住民總出を命じ猶不足の時は野洲郡民の徵發を徳川家康に申入れ猶不足の時は神崎郡の人夫を徵發し甲賀の下山村伴谷村まで運ばしめたりされば船木江頭より東横關に出て岡屋山の上より甲賀郡に運送したるものなり。

九八四 岡山村船木西川伊九太郎氏文書

書狀披見候。

- 一 殿主悉こほち候て、向地へ遣、大津への材木分候て、一昨日各令同道罷渡由尤候存知外はやく隙明候て、令満足候。
- 一 用 = 立候材木、水口へ遣、其外は大津へ相届尤候。
- 一 大材木悉かしらへ相着候由尤候、與左衛門請取候由得其意候。

- 一 小材木、かわら以下は、舟木へ相着、兵介、二郎右衛門請取候由、是又尤候。
- 一 大溝にて召仕候大工數、并人足之員數、別紙之通披見候。
- 一 右大工之内拾人、水口へ遣由候、五人釘をぬかせ候由、聞届候、其五人も水口へ可遣候、左候へは十五人之分ニ候、又介かたの着到を可遣候。
- 一 一切石、百之分、大津へ遣候由、何より以尤候、石に判を仕由得、其意候。
- 一 大津へ大工と奉行を遣、材木仕分候て、用に立まじき分、わり木にさせ取寄可申由尤候儀共候。
- 一 朽木殿やとい人足、はん米、河内殿を被申付候由、聞届候、此方にて懇に禮を申候。
- 一 足代木、かけつち、手子以下、相改返し候よし、尤に候。
- 一 向地へ遣候、材木、人足つもの事、早々可申越候、但御給人衆へ人足やとい候處、則同心被申奉行、差越被申候、今明日中ニ右之奉行衆可罷下候間、早々申觸持せ可申候、各返事爲披見遣候、此通百姓共ニも見せ可申候。
- 一 われく代官所之百姓一人も不殘罷出候様ニ、在々ねんを入申觸罷出候様ニ才覺可仕候。
- 一 蒲生郡人足にて不足候は、やすの郡之人足、家康へ申入候、急と究候て自是可申

遣候。

- 一 舟木、おかしら、下山村まで持せ付候様にと申遣候、尙以其方にて右之分可申談候、只一歸と申談候間、可得、其意候。
- 一 舟之儀、觀音寺を堅被申付、大舟を以上候由、何方以尤候。
- 一 朽木殿より人足被仰付由候、殊奉行かたへ御音信之由、此方にて禮を能々申入候。
- 一 大溝、手寄共も、切々見廻之由、聞届候。
- 一 舟之儀、出來次第つみ可被渡由、可然候、觀音寺度々念を被入に付て、舟數不入由、近比尤候。
- 一 水口へも、はや右之分申遣候間、其方にて、右通各へ可申付候。
- 一 蒲生郡給人衆より返事た、今遣候。
- 一 此方御殿に敷候は、んためぬか卅、重而申遣候へ共、于今不來候、さいせん卅石のほせ候外にぬか卅石入候條、早々上可申候、不可有由斷候。
- 一 蒲生郡人足にて不足候は、重而、やすの郡人足一歸、やとい可申候、神崎郡人足、申候。

六月十四日

正

勝 花押

西川 宗兵衛

間宮 與左衛門

其外 まいる

第七章 秀吉の檢地

古へ莊園時代には各莊便宜の升を用ひたり故に其時代の證券等には米の量の下に必ず何斗定又何升定等と注記す、本郡内に於ける當時の楮名の古文書に見ゆるものゝみても殆ど三十種に及ぶ、宜なり一莊の内に於けるも寺領の楮は大にして公卿領の楮は小を用ひ或は何寺の楮は八合楮にして何寺の楮は七合六勺楮なりし等頗る複雑なる情況なりき、織田信長天下平定の功殆ど成んと欲して未だ全くならざるに本能寺頭の露と消へ、豊臣秀吉其遺業を繼ぐに及びて群雄割據時代の弊を一掃し先づ奉行を命して諸國の地を檢せしめ、税率を定め度量衡大小輕重の標準を一定せしめたり。

我近江國には秀吉檢地以前即ち佐々木氏の時代に一度檢地の事行はれ之を天文繩と稱せしとの説傳はれども、僞書江源武鑑の著者澤田源内の僞説にして信ずるに足

いず、近江の檢地は實に秀吉を以て最初とす。

第一節 天正十一年の檢地

秀吉の檢地は從來天正十三年頃を始めと稱へられたり、之れ山城國離宮八幡宮の記録に「天正十三年境外御檢地の時の未進」と見へ其他山城國內天正十三年の史料によりて秀吉檢地の最も早きものと信せられしによれり、近江國に於ては天正十九年の檢地帳が即ち秀吉の初めの檢地と稱されたり然るに本郡の史料を採訪せし中に天正十一年の檢地史料を得たり、之れ從來の所傳を破る史料なり之を中野村今崎所藏の檢地帳とす今崎は明治以前は今在家村と稱したり、現存の檢地帳は紙數廿三枚の一冊にして表紙に題して天正十一年七月七日江州蒲生上郡保内今在家と記し檢地奉行の名を署せず然るにこれに符合する史料は隣接する同村大字今堀より出づ、全文左の如し。

九八五 中野村今堀日吉神社文書

定

一檢地之水帳付候物、相さたむべき事。

一人々田地のそむへからざる事。

其ぬしがてん候は、可爲別儀事。

一爲百姓内迷惑仁躰仕物在之者、掟目た、しく中迄順かい可申候。

右定所如件

天正十一年七月日

今堀 惣中連判

之れ即ち檢地當時に於ける今堀村の誓約書にして今在家村の檢地帳と對照して天正十一年七月に此地に檢地の行はれしを證するものなり、次に此の檢地につき秀吉部下の伊藤太郎左衛門秀盛が長命寺に寄せし文書あり併せて當年の史料とす。

九八六 島村長命寺文書

當御寺務今度御檢地ニ付而被成御迷惑之由尤候、雖然山林之儀寄進申候、自然自何方御寺へ菟角之儀も被申地奉行など之候共、一切不可有御許容候、御本尊へ御祈念之儀肝要存候於御用之儀者増田二右衛門尉方我等かたへ可被仰屈候、恐惶謹言。

天正十壹

伊藤太郎左衛門尉

八月十日

秀 盛 花押

長 命 寺

寺領の檢地につき寺にては迷惑を感じ從來の如くならんを訴へたるに對し秀盛の答へしものにて先づ山林の寄進を申送りたるものなり、天正十一年は秀吉四月に賤ヶ岳に戰勝し進て越前に入り柴田勝家を亡ほせし年にして、七本鎗の勇士等に感狀を與へしは七月なり其の前月六月を以て秀吉は檢地に就ての條目を定め檢地奉行を命して檢地の手始めをなしたり。

茲に又十一月二日付淺野長吉後長が本郡内の名主百姓に宛て、檢地はつれ地を檢すべき命を傳へたるものあり、何年の文書なるや不明なれども文中に去年迄爲給人被取候とあれば領地制度が知行制度に改めらるゝ時のものたる明なり、されば天正十一年の部に附記することゝせり或は翌十二年若くば十三年のものなるやも知る可からず。

九八七 馬淵村岩倉共有文書

最前以折紙如申觸候在々御檢地はつれ取明之儀從、秀吉様我等に被仰付候間、早々指出可在之候、則在々所々去年迄爲給人被取候、諸知行田畠作合之徳、同口持地之外、諸家督物成等之事、或者賣買爲質物、沽却召遣之族、雖申掠堅糺明可在之、若於置輩者、可被加御成敗之由、被仰出候條、可得其意候、恐々謹言。

十一月二日

浅野彌兵衛尉

蒲生郡

長吉 花押

名主百姓中

九八八 同上文書

近江國御檢地之内急度御延之義被仰觸候處在々違亂族在之之由候て、彌兵衛重而被相觸事にて自然□預り狀私之約束雖在之御延之間は同前旨□は、其分可相觸候恐々謹言。

以下缺紙

第二節 天正十一年の檢地 農民の遺述

天正十一年の檢地帳を所持する今在家村に更に天正十二年の檢地帳を所持す、去年地を檢して又翌年同地を檢するは一應異様の感を生したり、然れども十二年の檢地帳は去年のものに比して漸く具體的に整頓せり、依て是れ去年の檢地に對して翌年に交付したるべしと思ひしに子細に之を熟讀すれば全く去年の檢地と異なるものな

るを知り得たり、十一年の檢地帳に見ゆる今在家村の石高は惣合貳百拾石二斗とあり、而して十二年の檢地帳には分米合貳百拾七石六斗七升と記し六石八斗七升出分と注し去年の檢地に比し石高の増如を記す、又今堀日吉神社文書の中にも十二年再檢地に對する誓約書を存す、其文に「今度又御けん地參候ニ付て御給人忍御そせう申上候事」と記し、三ヶ條の誓約をなせり、全文後記之によりて二年二度の檢地ありしを證す更に愉快なるは十二年の檢地にかゝる起誓文の存する事なり、全文左に。

九八九 中野村今堀日吉神社文書

敬白天罰起請文前書之事

- 一 二ほりさかへ庄さかへ郷さかいをまきらかし申間敷事。
- 一 めんめんてまへかゝへ分田島諸成物一りう一せんのことさす出可申事。
- 一 けんちの時禮物れいせんにて御ようしやのどころありやうに可申上候、同百しやうの内たれくゝてまへの右之御ようしやのどころ候共見かくさす可申上事。
- 一 御けんちの以後しんひらき、并うゑ出しの田島御座候は、これ又ありやうニ可申上事。
- 一 上中下をまきらかし、斗代をさけ申間敷事。

一御給人同下代となれあい、かくし申間敷候事。
右條々少もあやまりかくし候儀御座候者一類けんぞく女子供まではた物ニ御あ
けあるへく候、なをもつていつはり申上においては忝も此起請文御罰をかうむり
可申者也、仍前書如件。

天正十二年十月朔日

當時に於ける嚴格なる誓書たり、かくて此起誓文を書かしめし檢地奉行は秀吉の臣
尼子六郎左衛門を始め、石田佐吉^三、宮木長次郎、豊田龍介、森兵吉、中村掃部助の六人な
り、其連名今在家村の檢地帳奥書に見ゆ。^{寫眞 参照}

九九〇 中野村今崎共有檢地帳

表書

江州蒲生郡内今在家檢地帳

天正十二年十一月十六日

奥書 保内今在家村檢地帳

菜島貳町六畝十一歩 反ニ壹石一斗五升 廿三石七斗三升
野島上拾三町四段七畝六歩 反ニ七斗五升 百拾壹石一斗四升

三 右衛門
右 衛門
彌 介

天正二十年檢地帳



中野村大字中野共有

同 中 八町四反七畝廿六歩 反ニ六斗五升 五拾六石一斗一升
同 下 貳町一反五畝十歩 反ニ五斗五升 拾壹石八斗四升
屋敷 壹町一反四畝二歩 反ニ一石一斗五升 拾三石一斗一升

明屋敷 同屋敷	八段二畝八步	反ニ三斗	二石四斗六升
林上	二町六反六畝	反ニ三斗	七石九斗八升
同中	四段三畝	反ニ二斗	八斗六升
同下	九段六畝十四步	反ニ一斗五升	一石四斗四升

畠數合卅二町壹段八畝廿二步

分米合貳百拾七石六斗七升内

殘而貳百拾石八斗 大野木甚之丞ニ被下候由被申候

六石八斗七升 出分カ

此免四ツ引

定殘而四石一斗二升二合 物成 大豆 ソバ ひる

天正十二

十一月廿七日

尼子六郎左衛門
石田 左吉
宮木長次郎
豊田 龍介

地 下 中

森 兵 吉
中村掃部助

今在家村は畠地のみにて水田は一步も無き所なり、故に奥書の示す如く菜畠野畠との別こそ記され水田の記載なき所以なり、かくて一段の斗代壹石一斗五升は畠地價として高きに過ぐるなり、果せるかな檢地の以後に於て村人等續々逃亡して他所に移住せり、依て秀吉は貢租の延期を許して移住防止荒蕪地開墾等を奨勵せり。

九九一 中野村令堀日吉神社文書

今度江州檢地出來之百姓等過半被逃逃之由候、如何之子細候哉、然者去年物成未進分儀、只今全納所事於難成者、來秋まで借遣候間、乍迷惑荒地以下をも令開作候様ニ念を入可申付事専用候也。

三月十九日 朱印

宮木長次郎とのへ
森 兵 吉とのへ

三月十九日とありて年記なきも宮木森の二人が檢地奉行たるに徴して天正十三年

の文書なるを推斷せり、天正十二年十二月二日今堀村より檢地に付て御給人への認
状あり、左の如し。

九九二 中野村今堀日吉神社文書

定一書之事

- 一 今度又御けん地參候ニ付て
御給人悉御そせう申上候事。
- 一 去年ノ御ちやうにてなりとも又今の御ちやうにてなりとも、御おさめなされ候
て可下口候へとの御そせう申上たく候。
- 一 南御、給人の惣たかの御合あい申候やうにと御事ハリ可申上候。
何も一みごうしんニ可仕候事。

天正十二年十二月二日

今堀惣分

又同年八月十九日今堀村檢地帳の斷片あり、兵太夫伊藤太郎左衛門の連名を記す、而
して同年九月二日に床野彌兵衛殿へ指出の跡書なるを記す、前記せし檢地に就ての
誓約書は十月朔日に書かれあるに其より以前なる八月十九日に今堀村の檢地帳と
記さるゝは去ル十一年の檢地帳を寫せしものか否哉詳ならず、然れども伊藤太郎左

衛門秀盛が本郡の檢地に從事せしは長命寺文書及び西川文書によりて連絡を得た
れば之に併記すべし。

九九三 中野村今堀日吉神社文書

天正拾貳年八月十九日かみ數三拾貳枚上中共に

江州蒲生郡保内八郷内今堀村檢地帳

兵太夫

伊藤太郎左衛門

定

以上貳百六拾石八斗四升八合

天正十二年九月二日 床野彌兵衛殿へ指出之時

九九四 岡山村船木西川伊九太郎氏文書

今度御檢地ニ付而種々忠節之間、居屋敷之事令免許候上者不可有異議者也、仍如件。
六月廿六日 伊藤太郎左衛門尉

秀盛 花押

西川淨西

年記なきも西川淨西が檢地に盡力せし賞に屋敷年貢を免除せられしは天正十一年乃至十二年の檢地にあるべし。

第三節 天正十九年の檢地

前記せし天正十一年并ニ同十二年の檢地に係る文書記録は未だ他地方にて之を見ず、十九年の檢地につきては從來各郡にて當時の檢地帳并ニ檢地に係る記録を見たり、按ずるに天正十一十二年兩度の檢地は廣くは行はれず十九年の檢地に至りて近江全國に普ねかりしが如し、之れを秀吉年譜に按すれば天正十八年は小田原の北條氏を亡し天下又秀吉に従はざるものなく海内平定の功を奏せし年なり、されは順序として意を民政に專にすべき時代となれり、十九年の檢地亦その事業の一なり、近江の檢地に就ては本郡内の史料に徴すれば早川主馬正長政、長束大藏大輔正家、佐藤隠岐守、古田肥前守、森島宗宇、淺野源八、葦浦の觀音寺詮舜等其事に關りしを知るなり、然れども坂田郡上坂記録によれば此外増田長盛、宮木長次郎、糟谷内膳、片桐主膳、大野木縫、收村長兵衛、吉田徳左衛門等檢地奉行たりしを記すれば本郡の檢地奉行も猶他に

數氏ありしなるべし。

さて十九年の檢地帳を通覽するに金田村大字長田は二月とあり、中野村大字中野は三月五日とあり、玉緒村大字下大森は表記を二月七日とし奥書には三月十一日と記す、何れも十九年の春に交附されたり、されは當時の檢地は天正十八年の内より着手せられたるを想像せしに恰もこの檢地史料今堀村の書上が現存するによりて檢地奉行は十八年の秋冬の頃より各村に誓紙を出さしめ順次實測を始せしを知るなり。

九九五 中野村今堀日吉神社文書

天正十八年九月十七日

同月廿六日 兩通

蒲生上郡保内今堀村指出之事

高頭五百四拾石九斗五升七合内

貳百六拾石内 荒斗代違さを退川成共加之 平井金十郎殿分

殘而貳百八拾石九斗五升七合、先御給人田中兵部太夫殿

拾八石五斗六升 定荒

貳石六斗五升二合 斗代さを違

貳百五拾九石七斗四升五合内

右畠分者 大豆

參石 上郷よりこい水分

貳石 御宿給

壹石 定使給

六斗 川ほりニ御扶持

右書付を以申上候、聊私曲隱田於有之者、何様にも可被成御成敗候、仍狀如件。

天正十八年九月十七日

政所

左衛門二郎

介 一

佐藤隱岐守様

古田肥前守様

森下宗 宇様

淺野源 八様

觀音 寺 様

進上

九九六 同社文書

(前欠)
二段

宮林毛少 壹石一斗

定荒

米分 以上百七十二石五斗四升三合二勺

大豆分 以上八十九石九斗七升一合五勺

斗代さを違貳石六斗五升二合

定荒以上十八石五斗六升

右惣合 二百八十三石七斗二升六合七勺

右書付進上仕候上者、聊私曲隱田於有之者、何様にも可被成御成敗候、仍請狀如件。

佐藤隱岐守様 進上

此分の御帳へ書付上申候。

天正拾八年九月廿六日

かくて交附せられし檢地帳の原本は郡内僅かに二冊に過ぎず、便宜上中野村の檢地帳の表題及び奥書を寫出して前記せし天正十二年の檢地帳の同し畠地の斗代に相違あるを知らしめんとす。

(表題)

天正十九年

帳地檢年九十正天



有共崎今字大村野中

江州蒲生郡中野村檢地帳

三月五日

(奥書)

都合三百三石内 荒在之也
 上島拾八町五反七畝廿二步 九斗もり、 百六十七石一斗九升六合
 中島拾四町八反三畝廿一步 七斗もり、 百三十八斗七升八合
 下島五町貳反九畝廿五步 四斗もり、 廿壹石壹斗九升參合
 下々島壹町參反、 參斗もり、 參石九斗
 屋敷七反六畝、 壹石貳斗もり、 九石壹斗貳升
 郷島壹反貳畝九步、 壹石もり、 壹石貳斗參升
 參石六斗八升七合荒、

天正十二年の檢地帳を存する今在家(崎)村と十九年の檢地帳を存する中野村は御代參街道に添ふ接續の村落にして兩村共に水田無き島村なり土地肥瘦の相違もなく便否の差もなしされは斗代に甲乙あるへき筈なし而して兩檢地帳の斗代を對照すれば相異の甚しきを見る之れ農民の遁逃を停止せしめ此地殖産の興隆を謀りし

一策なるを知る、即ち地價を低下し地租を軽くし其條件として農民の逃散せざるを誓はしめたり、同年八月廿一日の今堀村の掟目は當時村民相互の誓約にして若し逃散者を見て之を隠し置けは兩隣り向ひ隣の三軒より逃散者の年貢を納入せしむる責任を約したり、左に同時の指出書の控と二通を寫出す。

九九八 中野村今堀日吉神社文書

定 掟目條々事

一御代官より御仰付御年貢米之事、地下人内うけ状仕り上候由、自前はしり候者見かくし候は、となり爲三軒御年貢納所可仕候。

一御檢地御帳儀、御代官より以御札□無之やう可申候條、相かない候はすは、地下儀はしり候共一味同心に可仕候事。

右之掟目やぶり申者、これあら者、やくそく通付あい不可申者也。

天正十九八月廿一日

今堀

惣分 花押

四郎左衛門 五郎兵衛 二郎四郎 左衛門太郎 四郎右衛門 右衛門太郎 三九郎 二郎左衛門 彌三郎 又五郎 左衛門太郎 宗還 左衛門三郎 新兵衛

慶民 兵衛門 藤内 又三郎 となり 正珍 又左衛門 正善 太郎兵衛 二郎左衛門 すいきし 南左衛門太郎 道順 左衛門三郎 智善 介三郎 宗演 孫六 新三郎 源右衛門 宗正 介一

九九九 同上文書

蒲生上郡今堀村指出之事

高頭五百廿六石四斗二升三合内

田方貳百六拾四石六升二合

屋敷方拾八石五斗貳升七合

畠方百七拾五石貳斗五升貳合ノ内

四拾貳石參斗八升 成物大豆ひゑ也

永荒

拾八石壹斗四升壹合 當荒

八石壹斗六升 當開分

天正拾九年八月

(跡書)

此他天正檢地に係る記録は老蘇村大字内野の石高増加記録に天正度五百參拾七石九斗七升と記せしものと、金田村の永田記録の一節とす。

一〇〇〇 金田村長田永雄正雄氏所藏記録

天正十九年辛卯二月檢地御改奉行長東大藏大輔内

高野 越後
間宮與左衛門

長東正家の部下に高野越後間宮與左衛門ありて長田村及び其附近の檢地を爲せしを知るなり。

天正十一年より開始せし近江の檢地は十九年に至り殆ど完成したり、然れ共大津園城寺記録に文祿五年十月六日に太閤様三井寺御檢地奉行衆新庄駿河守同雜齋と見へて慶長元年に猶新庄直頼等をして三井寺の檢地を爲せしを記す、古來久しき習慣たりし莊園制度を打破し社寺門跡公卿武家等の所領を沒收し、新に知行制度を布きて海内を統一したる秀吉の檢地事業は我邦民政史上特筆してき傳してふべき大事業なり。

第八章 秀吉近江の地を上杉景勝に與ふ

天正十六年六月秀吉蒲生野洲高島三郡内に於て壹萬石の地を上杉越後守景勝に與ふ、蓋し在京の賄料に充てしめたるなり、然れども領地目録現存せざれば其村名知るによしなし。

一〇〇一 上杉伯爵文書

爲在京賄料於江州蒲生野洲高嶋三郡内壹萬石^{目録別紙有之}之事、宛行之訖、全可有領知之狀、如件。

天正十六

六月十五日

花

押：秀吉

越後宰相とのへ

前署 景勝年譜

(天正十六年)

同年夏六月十五日公聚樂亭ニ召シ秀吉御對面有テ云、景勝領内越後ハ道程悠遠ニシテ兵糧等ノ運送モ皆以テ海上ナレハ風波ノ難モ如何、仍テ在京賄料旁ノ爲ニ新

規ニ江州ノ内ニ於テ一萬石領知ヲ玉ハル由ナリ、恩賜ノ淺カラサル事ヲ厚ク謝答シ玉フ、其御書云○書詞上文古文書ニ同シ因テ略ス翌十六日聚樂亭ニ參上數品ヲ呈シ増秩ノ謝詞ヲ述フ秀吉御喜色ナリ、去ル天正十四年五月中始テ上洛シ玉ヒ御對謁以來公ノ真心深ク察シ思召由ニテ御懇情ノ事トモナリ、今般官録トモニ増進セラル、事誠ニ謝スルニ餘リ有リ、諸郷牧伯諸山ノ僧侶日々ニ來テ賀ス、高野山無量光院ハ謙信公無二ノ御入魂ノ筋目アレハ下山シテ賀ス。

第九章 秀吉愛知郡山崎の地百石を長命寺に寄す

天正十六年九月秀吉は愛知郡山崎の内百石を長命寺領に寄附したり、是れ從來の寺領を沒收したる代償にして即ち莊園制度より知行制度に改革せし地方行政上の大英斷なり。

一〇〇二 島村長命寺文書

近江國以山崎内百石被寄附訖、全可令寺納候也。

天正十六年

九月三日

朱印…秀吉

江州

長命寺

同十九年四月秀吉は近江國內の免除地に對する朱印狀を更正せしが長命寺へも更に左の寺領宛行狀を與へたり。

一〇〇三 同上文書

於江州愛知郡平流郷内合百石事、遣之訖、全可寺納候也。

天正十九

四月廿三日

朱印…秀吉

長命寺

先には山崎の内とあり、後には平流郷内とあり、名稱異なれども同じく荒神山下の平流村内の地なり、翌文祿元年秀吉岐阜宰相三好秀俊に近江の地を與へし時筆札を掌りしもの平流郷内百石は長命寺領なるに氣付かず、全郷六百石を秀俊に與へたり、事長命寺に聞へ寺僧等之を長東正家の臣中江榮繼に訴ふ、榮繼即ち田中吉政に通じ吉政は之を藤懸之政に通じやがて寺領相遣なき安堵を吉政及び之政より長命寺に達

したり、秀吉は征韓役中にして肥前名護屋に在りし時なり。

一〇〇四 島村長命寺文書

尙々御同國之儀ニ候、御祈禱にも成可申候、政所様へも御奉公之儀候て、彼寺へ被遣候、御返事尤に存候、此地御出之刻、御尋忝可存候、似相之御用被仰付候は、満足可仕候以上。

久不得御意、御床敷存計に候、就其江州長命寺へ百石之御知行被下候、中郡平流之郷六百石之内を百石宛おこなはれ候處、御物書衆越度にて、今度六百石なから岐阜宰相様へ參之由候、長命寺衆迷惑千萬之儀に付而、名護屋までも雖可被罷越儀に候、尤僧衆不辨就無十方に、政所様へ御理被申上候へ者、貴殿右之所御才判之由に候、當年之儀先如今迄長命寺へ御寄進候様にと被仰事に候、則長、東、大、藏へ我等も申越候、定而相濟可申候間、右分可被成御用捨候哉、日胡磨御祈禱被申事に候、猶自彼方可被申入候條、不能巨細候、恐惶謹言。

十一月五日

中江左近兵衛尉

田兵部様
(田中吉政)

榮 繼 (花押)

人々御中

一〇〇五 同上文書

以上

從 太閤様其寺中へ御寄進分之事、平流郷にて百石之通も、宰相様御藏入内へ御朱印にて相籠め有之申候、又其方へも御朱印頂戴之様子、藤懸清六方へ、樋遂口上候へは、今度上洛之儀候間、於京都可被相濟由候條、其方よりもしゆらくへ使僧を可被相副候、然者來廿八日に、山崎邊まで被出向、其より同道可然候、左候へは、なこやへ使僧被差越候事者、偏無用候、恐々謹言。

田中兵部大輔

吉 政 (花押)

十一月廿三日

長命寺

惣中參

一〇〇六 同上文書

以上

態申入候、仍下平流村之内、其方寺領之儀、關白様得御意候へは、此方高頭之内へ

入候共、任御朱印可相渡候旨被仰出候條、如前々全可有寺納候、右之通下代方へも申遣候間、異儀有間敷候、猶此者可申入候、恐惶謹言。

藤懸清六

之政 (花押)

長命寺

惣中參

御房中

一〇〇七 同上文書

江州平流之郷、又三郎田地ニ付、山崎町より雖相構候當寺領之儀候間、向後違亂申間敷之由申付候、猶御使僧へ申入候、恐々謹言。

松田勝右衛門尉

政 (花押)

六月十八日

長命寺

惣中

第十章 秀吉中村林村の内を西川八左衛門に與ふ

天正十七年秀吉は中村^{宇津}呂村の内百石、林村^同の内貳百石合計三百石を西川八左衛門に與へたり、八左衛門は文祿元年秀吉征韓役に從軍し、名護屋留主在陣衆中に列せる事太閤記に見ゆ。

一〇〇八 坂田郡柏原村西川瀬太郎氏文書

近江國蒲生郡中村内百石、林村内貳百石、合三百石事令扶助之訖、全可領知候也。

天正十七

九月十五日

朱印 (秀吉)

西川八左衛門尉とのへ

第十一章 秀吉近江の地九萬石を徳川家康に與ふ

天正十九年四月廿二日秀吉近江國內にて九萬石の土地を徳川家康に與ふ、蓋し在京

の賄料として與へしものならん、其地野洲甲賀蒲生の三郡に跨り野洲郡内にて六萬四千三百七十五石五升、甲賀郡にて三萬七百四十五石六斗三升、本郡にては壹萬貳千九百五石壹斗五升にして左の十九ヶ村なり。

一〇〇九 野洲郡三上村御上神社記録

前略

蒲生郡内

- 一七十三石五斗三升
- 一七十四石二斗五升
- 一九百十石
- 一五百六十八石四斗
- 一百石五斗
- 一三百三十三石六斗
- 一五百八十壹石七斗
- 一五百二十六石七斗五升
- 一四百六十四石五斗七升

- 布 施
- 武 佐
- 西 來
- 西 生
- う ち の 村
- ぬ かつ か 村
- 東 こ な ち っ か
- 西 こ な ち っ か
- い ま ほ り
- へ び ミ ぞ

一百壹石四斗

小 今 在 家

一三百三石

中 野

一 二 百 三 十 六 石 壹 斗 八 升

今 在 家

一 百 七 十 七 石 五 斗 四 升

金 屋 村

一 千 二 百 七 十 六 石

小 脇 村

一 四 千 六 十 六 石 三 斗 五 升

羽 田 村

一 三 百 六 石 二 斗 五 升

か し わ ぎ 村

一 百 七 十 四 石 二 斗 三 升

下 平 木 村

一 三 百 五 十 八 石 六 斗 七 升

宮 村

一 千 五 百 三 十 壹 石 九 斗 三 升

上 平 木 村

合壹萬貳千九百五石壹斗五升

惣都合九萬石

天正拾九年四月廿二日

江戸大納言殿

朱印...秀吉

第一節 慶長三年家康所領内の地を檢す

慶長三年八月家康は部下に命し已れの所領地を檢せしめたり、天正十九年の檢地以後僅かに滿六ヶ年に過ぎず而して家康又此舉あり、慶長三年八月は秀吉薨去に相當す家康の用意周到なる既に領地再檢を企て以て天正檢地に於ける一般の狀況を測知せしものならん、三上神社寛文十三年の舊記に、此邊にて江戸檢地と申は慶長三戌の年にて未だ九萬石の御時なり、此年太閤様之他界之由但シ九萬石と申は權現様へ太閤様より九萬石被進候を申候也と見ゆるはこの檢地の實況を傳へしものなり、されは本郡中十九ヶ村は悉く檢地の事ありしものなるに現にこの檢地帳の存するは中野村大字中野今崎の二大字なり、又明治以後神崎郡に編入されし金屋村にも同帳を保存す、之れを通覽するに何れも慶長三年八月吉日藤田彌七と署名す、藤田は即ち家康の命を奉せし檢地奉行なり、檢地の結果を天正の檢地の石高に對照すれば中野村の石高に於て左の減額を生せり。

一三百〇三石 天正十九年檢地帳石高
一貳百九十八石九斗四升三合 慶長三年檢地帳石高

即ち四石一斗弱の減石となれり、然れども四年後慶長七年の檢地に於て三百十六石四斗六升に増石し十七石五斗二升の増石となれり、又金屋村の石高を對照するに左の如し。

一百七十七石五斗四升 天正十九年檢地石高
一百八十四石六斗四升 慶長三年檢地帳石高

慶長三年に於て七石一斗の増石となれり、而して當時の斗代は左の如し。

一上 田 壹石代
一中 田 九斗代
一上 畠 九斗代
一中 畠 五斗代
一下 畠 三斗代
一下々 畠 二斗代
一屋 敷 九斗代

第十一章 秀吉本郡の地を畠山義春に

與ふ

天正十九年四月秀吉は本部内壹萬千三百八十五石五斗の地を畠山式部太輔義春に與へたり、義春は能登國畠山義隆の三子なり、左の領知狀に目錄別紙に在りと記せども今傳はらざれば其村名知り難し。

一〇一〇 古 證 文 内閣文庫所藏

於江州蒲生郡内合壹萬千三百八十五石五斗目錄別紙在之事、令扶助之、訖、全可領知候也。

天正十九

秀 吉 印

四月廿三日

畠山式部太輔殿

第十三章 秀吉日野大谷の地を新庄

東玉入道に與ふ

天正十九年四月豊臣秀吉は日野の大谷村にて二百十五石二斗の地を新庄東玉入道に與へたり、東玉入道は吉兵衛直忠と稱し新庄直昌の次子なり、坂田郡新庄より出づ兄直頼今の新庄子爵家祖と共に秀吉に仕へしが秀吉は直忠入道東玉に近江國內蒲生栗太坂田淺井四郡内及び伊勢の安濃郡にて一萬四千六百餘石の地を與へたり、蒲生にては日野の大谷村一村

なり、東玉兄直頼と共に唐崎名松の風害に亡びしを嘆じ此年九月一樹を植繼ぎたり此れ現在の唐崎老松なり。大正十年枯死

一〇一一 書上古文書四 東京帝國大學史料編纂掛所藏

近江國蒲生郡日野大谷村二百十五石二斗事、令扶助之、訖、可全領知候也。

天正十九

秀 吉 印

四月廿三日

新庄東玉入道

第十四章 秀吉富田信廣に上畠村外十三

箇村を與ふ

天正十九年四月秀吉は富田左近將監知常に本郡内十四箇村九千七百七石三升の地を與ふ、知常は秀吉が長濱城主の時よりの寵臣にして才智衆に秀でし士なり、天正十三年秀吉知常を伊勢阿濃津城に封じ五萬石を與ふ、本郡の所領それより六年後なり、十四箇村は上畠倉橋部、東川以上馬、淵村、須惠七里、藥師、弓削、小口以上鏡山村、川守、岩井苗村、殿原、蒲生堂、岡本朝日、石寺、老蘇、野村等なり。

一〇一二 東京市富田知正氏文書

近江國蒲生郡内所々合九千七百七石參斗事目録別紙在之令扶助訖全可領知候也。

天正十九

卯月廿三日

(秀吉)

富田左近將監とのへ

一〇一三 同氏文書

近江國蒲生郡内知行方目録

- 一二百二十五石六斗八升
- 一三百六十二石二斗六升
- 一四百十五石六斗三升
- 一四百六十二石三升
- 一六百六十一石六斗二升
- 一八百八十七石五升
- 一千百二十七石四升
- 一七百九十四石四斗六升

蒲生郡	上	倉	七	す	く	ひ	ゆ	川
島	橋	里	七	里	す	かし	け	も
村	部	村	村	村	村	川	む	り
							ら	村

- 一五百五十八石七升
- 一九百六十五石九斗五升
- 一二百七十六石一斗四升
- 一千六十八石
- 一四百七十五石三斗八升
- 一七百二十七石六斗五升
- 合九千七百七石三升

同	同	同	同	同	同	同	同	同
い	は	井	お	く	ち	む	殿	原
村	村	村	村	村	村	村	村	村

右令扶助畢全可領知者也

天正十九年四月廿六日

(朱印)

(秀吉)

富田左近監とのへ

然るに此年七月左近將監知常の子信濃守知信父の所領二萬石の内一萬五千石を相傳せり知常の死去による相續ならん。

一〇一四 同氏文書

父左近將監執來候二萬石之内一萬五千石事相添目録別番令扶助之訖全可領知者也。

天正十九

七月廿一日

朱印…秀吉

富田信濃守とのへ

第十五章

秀吉田井大塚二村内の地を服部土佐守に與ふ

同年同月秀吉は服部土佐守に田井村朝日野村の内百十七石三斗、大塚村朝日野村の内二百四十八石六斗の地を與へたり、土佐守の名詳ならず、秀吉征韓役の時名護屋御留主在陣衆東二之丸後備衆の中に百人を率ゐて従軍せし事太閤記に見ゆ。

一〇一五 磐城國宇多郡中村町鈴木勇氏文書

近江國蒲生郡田井村百拾七石參斗、同大塚内貳百四拾八石六斗、合參百六拾六石事、令扶助之訖、全可領知候也。

天正十九

四月廿三日

服部土佐守とのへ

朱印…秀吉

第十六章

秀吉田井村の内二百石を服部太郎八に與ふ

同年同月秀吉は服部太郎八に田井村の内二百石の地を與へたり、太郎八は土佐守一族の者なるべし。

一〇一六 磐城國宇多郡中村町鈴木勇氏文書

近江國蒲生郡田井村内貳百石事、令扶助之訖、全可領知候也。

天正十九年四月廿三日

朱印…秀吉

服部太郎八とのへ

第十七章

秀吉安土山摠見寺に寺領百石を寄す

天正二十年永祿元年正月秀吉は安土山摠見寺に寺領として豊浦庄内にて百石の地を寄進せり、信長に對する報恩の爲なるべし。

一〇一七 安土村摠見寺文書

近江國蒲生郡豊浦庄之内百石令寄附訖、全可領知者也。

天正廿年

朱印……秀吉

正月八日

江州安土山

摠見寺

第十八章

西川宗兵衛北村甚右衛門の債務を督促す

西川宗兵衛は秀吉部下に屬し一部の民政に與りし人なり、同時に西川忠左衛門なる者あり同じく民政の吏にして桐原郷の代官たり、秀吉の將寺澤志摩守の臺所入北村甚右衛門は桐原村に住せしが宗兵衛曾て米と銀子とを甚右衛門に貸與せしに返辨を怠るを以て宗兵衛は債務者居住地の代官に向け返却中介の勞を依頼せり、依頼狀に三月一日とありて年記なきも文祿若くは慶長初年なるは青根天満宮の文書に類推して知るべし。

一〇一八 岡山村船木西川伊九太郎文書

猶以北甚右衛方さん用すみ付、又我等覺書兩通、長左衛門方へ迄持せ遣候間、急度被相濟候様に、かたく被仰付候て、可被下候、如此に候へ共、何かと被申紛候ハ、重而下代を可遣候間、他出不被仕様ニ可被仰付候以上。

態以書狀申入候、不寄思召御無心之申事に御座候、然者寺澤志摩守たい所人、北村甚右衛門と申仁、貴殿御代官所、きはら村ニ住居之由慥と承候、彼人々八木并銀子少分かし申候處ニ于今返辨無之候條、可被相濟由申遣候間、此度返辨被仕候様ニ被仰付候而可被下候、奉頼存候、恐惶謹言。

同 宗兵衛 花押

三月一日

西川忠左衛門尉様

人々御中

第十九章

秀吉近江の諸職人に諸課役を免除す

同二十年四月秀吉は更に近江國內の鍛冶、番匠、大鋸引、木屋根、葺職、疊工、鍋屋、塗師工、

桶工、及鍛治用の炭を製出する山村とに諸課役免除の朱印書を下せり、是れ秀吉が連年大土木を起し諸工人を使役する事多きにより此の免除を爲したるものなり、但しその代償として諸職人は一年一人に三十日宛沙汰次第召に應ずべきを命じたり。工樂

志石工大
工條参照

一〇一九 彦根町中村改一郎氏文書

條々

一 鍛冶番匠大鋸引之事

一 屋葺并疊指之事

一 鍋屋塗師之事

一 桶結之事

一 鍛冶炭自諸畑可出之事

右諸役令免除訖、然上者如先々可相勤者也。

天正貳拾年卯月

朱印…秀吉

近江國

諸職人中

一〇二〇 同氏文

御免除之被成御朱印候、然上者年中壹人別卅日之御役儀聊無油斷、此方より渡次第可罷上之由、可被相觸候、國中在々所々、其主名判を取、并面々相拘候田畠之員數書立、可進上候、若御給人代官より被申分候は、此方へ可相届候、其理可申渡候、恐々謹言。

卯月四日

益庵

宗甫 花押

西尾豊後守 花押

尼子壽千寺 花押

諸職人中

第二十章 近江國中の炭焼に炭を運上

せしむ

鍛冶炭焼に諸役を免除せし秀吉は十一月三十日更に近江國中の炭焼に誰人の知行地たりと雖も公方炭半分を運上せしむべきを奉行早崎平三に命じたり、公方は將軍家を指す語なれども此の場合には公用の意なるべし。

一〇二一 紀伊國那賀郡松瀬村島山龍治氏文書

近江國中_ノ之すみ焼所々誰々雖爲知行相改公方炭半分之分あげ可申候也。

十一月川日 朱印…秀吉

早崎平三とのへ

第二十一章 秀吉観音寺に蒲生郡の奉行を命ず

秀吉蒲生郡内にある己れの直轄地の奉行を蘆浦観音寺に命じ、更に観音寺に命じ兵糧運送の爲に數十人の水夫を召連れ來るべきを達したり。

一〇二二 栗太郡蘆浦観音寺文書

態申遣候、仍かもこほり之奉行を可申付候、其方事念者にて候間如此候、然者臺所入之被官舟、其方被官共、すゝやかなる者五六十人めしつれ候て、早々可相越候、兵糧儀を可申付候條、此書狀參着次第ニ急度可被相越候、不可有油斷候、尙委細細井可申候謹言。

卯月九日 秀吉 朱印

観音寺

第二十二章 秀吉の直領と代官観音寺

功臣に與へざる直轄地は御藏入と稱せり、文祿二年十月秀吉は本郡内直轄地の内豊浦上下二村と中屋村にて二千七百三十七石七斗三升の石高と、愛知郡勝堂村貳百六十八石二斗合計三千五石九斗三升に係る當年租米の取立代官を蘆浦観音寺詮彙に命じたり。

又翌三年九月には豊浦上下二村と中屋村と庄村四百石二斗合計三千百三十七石九斗に對する租米取立を同寺僧に命じたり、庄村は苗村大字庄にして當年秀吉の直轄地たり。

一〇二三 栗太郡蘆浦観音寺文書

御藏入目録

一貳千石	江州蒲生郡	豊浦	上下村
一七百卅七石七斗三升	同	中屋	村
一貳百六十八石貳斗	同 愛知郡	勝堂	村

合三千五石九斗三升

右令執沙汰可運上候也。

文祿貳年十月廿三日

朱印……(秀吉)

觀音寺

一〇二四 同寺文書

近江國蒲生郡豐浦上下貳千石、同中屋村七百卅七石七斗、同庄村四百石貳斗、都合三千百卅七石九斗事、取集可運上者也。

文祿三

九月廿八日

朱印……(秀吉)

觀音寺

第一節 代官錢と觀音寺

某年九月十三日秀吉部下の代官役古田肥前守、淺野源八、森島某蘆浦觀音寺の四人は本郡内に代官錢を命じ、之を明十四日正午迄に粟太蘆浦の觀音寺に持參すべきを命じたり。

一〇二五 中野村今堀日吉神社文書

蒲生郡御代官錢之事、爲五人可申付様、被仰出候、急度指出聊無私曲相調、明日午刻以前に觀音寺へ可持來候、少も於無沙汰者、可爲曲事候也。

九月十三日

古田肥前守 (花押)

淺野源八 (花押)

森島 (花押)

觀音寺 (花押)

所々百姓中

第二十三章 秀吉松浦佐吉稻葉彦一久世平藏に石原村を分與す

文祿二年十二月八日秀吉は松浦佐吉稻葉彦一、久世平藏三人に近江尾張兩國にて一千百石の地を分與す、近江の地は本郡石原村北比郡佐村にして尾張は春日井郡柏井の下條村なり、石原村五百石を三分し、二百石宛を松浦佐吉稻葉彦一兩人に、百石を久世平藏に分與せり。

駒井日記

文祿二年十二月八日 前略

一四〇石内	二百石尾州	尾州春日井郡柏井内下條村内	二百石	江洲かき郡石原之内	松浦佐吉
一四〇石内	二百石尾州	春日井郡柏井内下條之内	二百石	かまう郡石原之内	稻葉彦一
一三〇石内	百石	江洲かまう郡石原之内	二百石	春日井郡柏井内下條之内	久世平藏

第二十四章 直轄地租米と伏見城建築費 其他の支辨

文祿三年蒲生栗太二郡及び堅田等秀吉直轄地より納付せし年貢米を以て翌四年内諸般の經費に宛てられし算用狀あり、其重要なる支出は征韓役從軍の湖水浦々より出てし水夫の飯米、伏見城建築の用材運搬費、及び伏見に於ける諸費なり、左に記するは即ち其算用狀にして長束正家増田長盛前田玄以連署にて観音寺に宛て詳細を列記したるものなり、收入合計三千七百九十石一斗八升にして四千八百七十石九斗三升の支拂を爲し千八十七石七斗五升の不足額を記せり、伏見城建築に湖水の各港より多大の材料を運搬せし中に朝妻港坂田郡米原の西より大津に運はれし舟數水夫數濃尾方面より

り出てし良材板の多き驚くに堪ゆ、舟木港より大津へ材木運送の事見ゆるも是れは高島の船木なるや本郡の船木なるや詳ならず。

一〇二六 栗太郡蘆浦観音寺文書

江州蒲生郡栗太郡内井堅田御藏入御算用狀之事

一千四百八拾貳石六升

文祿三年蒲生郡栗太納物成

一四〇三石五斗

同年まめ

一千八百拾貳石三斗四升

同年堅田納物成 總才二八千六百八十九石四升也

一九拾貳石貳斗八升

同年大豆 總才二ハ 八十六石也

合三千七百九拾石壹斗八升

内四百九拾五石七斗八升まめ

右 拂

一五百廿四石壹斗貳升

文祿二年拂殘過上分

一拾五石七斗三升

御朱印

一七拾五石七斗六升五合

御朱印

江州浦加子百廿九人、高麗へくれ廿日分飯米、京升拾貳石九斗、一日一人二五合宛、朝妻より大津迄材木舟、千八百四拾八艘、加子合五千五百拾一人は、米一人一升五合宛、但つミ候くれ木廿壹万貳百四十八丁、板廿万四千四百八十枚、材木七千五百五十九本、板十一萬、右文祿三年十二月朔日より文四ノ十一月晦日迄奉行請取之有。

- 一四石七斗壹升
- 一四石三斗四升八合
- 一壹石四斗八升

一三石

万め

- 一四九拾五石七斗八升
- 一廿四石七斗八升
- 一三拾三石七斗五合
- 一百五拾七石貳斗五升
- 一貳拾石八斗三升
- 一拾四石壹升
- 一三拾三石九斗
- 一三千貳拾九石六斗一升
- 一百五拾八石壹斗八升

御朱印 海津より大津迄御舟いたつみ上申候、舟數九拾貳艘、かこ飯三百十四人、飯米一人ニ一升五合宛、奉行さしかき有之、舟木より大津迄御材木積上候舟數百四十七艘、かこ飯三百六十三人、飯米一人に一升貳合宛、文三ノ十二月一日より文四ノ十一月晦日迄、奉行請取在之、

御朱印 かい津三屋兩海より新舟、三屋より十貳艘加千三十貳人、但一人一升貳合宛かい津より三十九艘、かこ七十三人、一人ニ一升五合宛つミ候、わり木六千三百九十一束、炭四百四十俵也、

御朱印 ふしミ日本丸にて御能、文四五月ニ御座候時りのこの米。

御墨印 金子四枚七兩三匁六ふん五りんでて上之、但壹枚ニ付て八拾五石かへ、京升合四百六石五斗四升、

右金替まめ大津より京迄の駄賃石宛五升つ、

大津殿へ相渡白米但京升廿七石六斗三升八合、白米ニノ廿貳石ノ内七石ハ上白米三合へり、七石ハ中白米二合へり、八石は下白米一合へり、大津にて永徳へ相渡請取有之、

伏見二之丸御ゆどの四間四方御作事入用、京升百廿八石九斗五分分、

同所南の方御廊下三間ニ一間の入用、京升十七石八斗、

同所池水や貳間四方、入用京升拾壹石四斗九升、

同所御せつちん四間半ニ壹間半ノ入用、京升貳拾七石八斗、

兎長老方丈、拾壹間ニ拾四間半、作事入用京升貳千四百八拾四石貳斗八升、

同支關貳間ニ六間の御作事入用、京升百貳拾九石七斗一升、

- 一拾四石六斗七升
- 百九拾八石七升
- 一六石六斗五升
- 一五石三斗七升
- 一四石貳斗三升
- 一八石八斗
- 一貳拾五石三斗七升
- 一拾石五斗八升
- はらい

合四千八百七拾石九斗三升

内四百九拾五石七斗八升まめ

過上千八拾石七斗五升 米

右拂 御朱印、井小日記、何も請取申候、此日付以出之、御朱印小日記雖在之、か、る御算用相立間敷候、但文祿三年免目錄、上様未被成御覽候之間、懸御目相違之儀と可申入候、以上。

同方丈と庫裡との間しきへり、四間分、京升拾貳石三升、

ふしミ白鳥御寮所、四間ニ拾壹間作事入用、京升百六拾貳石四斗貳升、

同所御番屋一間ニ六間、入用京升五石四斗五升、

同所池水屋貳間四間、入用京升四石四斗石、

同所壹間ニ壹間半のせつちん、入用京升三石四斗七升、

同所壹間半御雪隠井へい四間、入用京升七百貳斗貳升、

同所わけ桶長さ十一間は、四尺四方ニ月まへ貳所ニ在之、御作事入用京升貳拾石八斗、

同所わけ桶長さ三間は、四尺四方ニ月まへ壹つ在之旨つき申、入用京升八石六斗八升分、

文祿四年十二月十五日

長 束 大 藏 (花押)

増田右衛門 (花押)

徳 善 院 (花押)

観 音 寺

第二十五章

秀吉羽柴秀次を八幡山城に封す

豊臣秀次は秀吉の姉瑞龍院日秀が三好武藏守一路の妻たりし時生みし所にして其誕生は永祿十一年なり、初め次兵衛と稱し次で孫七郎と改む、阿波の名族三好康長の養子となり三好氏を襲ふ、秀吉乃ち河内北山に封し二万石を領せしむ、天正十一年正月秀吉瀧川一益を伊勢に攻むる時秀次をして一方の將たらしめ、中村一氏及び近江の武士と共に大君畑越より伊勢に攻め入りたり、然るに柴田勝家江北に出兵せしを聞き二月秀吉は柳ヶ瀬方面に兵を進めしが秀次も亦從軍して第六陣に在り、四月賤岳の戦に参加して功あり、十二年四月小牧の陣にも秀次は秀吉に從ふて進軍し攻撃軍の本隊として兵八千、組與方八千都合一萬六千を從へ總大將として三河に進まん

豊臣秀次畫像 文祿四年七月



京都地蔵院所藏

とし七日長久手に戦ひ家康の爲に大敗し、部將木下助左衛門同勘解由等枕を並べて陣歿す。秀吉大に怒り九ヶ條の訓誡を加へて深く將來を警めたり。十三年三月紀州征伐の時秀次は副帥として根來の大傳法院を攻め下し、四月には四國征伐に赴き進て長曾我部元親を降し四國を平定せり。秀吉其功を賞し閏八月二十三日近江の地二十萬石を與へ八幡山に居城を定む。從來秀次が八幡山城に封せられし時近江百萬石を領せしと傳ふれども當時は二十萬石の外附屬の宿老中村一氏堀尾吉晴一柳市助山内一豊等四將の封二十三萬石を合せ領せしにて都合四十三萬石に過ぎざりき、その領知狀左に

一〇二七 武家事記所載

於江州所々自今二十萬石并其方相付候宿老共當知行二十三萬石相加、目錄別紙有之、都合四十三萬石宛行畢、相守此旨國之政道以下堅可申付者也。

閏八月廿三日

朱 ①…秀吉

羽 柴 孫 七 郎 殿

秀吉關白となり秀次は從四位下右近衛中將に任し、十四年四月參議に進み、十五年二月九州征伐に従軍し、十六年十一月權中納言正三位となり、尋て從二位に昇進し、十八

年小田原征伐の功より尾張國と北伊勢五郡を與へられ是に於て合計百萬石を領し秀吉の名代たるべき資格を備へたるにて近江中納言の百萬石といふは此時以後の稱なり。

第二十六章 秀次の初名は信吉

孫七郎秀次が始め三好氏より入りて羽柴氏に嗣となるや三好次兵衛を改めて羽柴

羽孫次

羽柴信吉花押

信吉

孫七郎信吉と改稱せり之れ從來隠れたる史實なれども上坂文書之を證明すその秀次と改名せし年代詳ならず按ずるに初名信吉は秀吉の吉字を繼ぎしもの又改名秀次は吉を秀に換へたるものなるべし上坂文書坂田郡東上坂在住の豪族中羽柴孫七郎信吉と署名せしもの二通あり一通は馬の目薬の禮狀一通は見舞狀の返事にして古書判鑑中に綴られて現存す其花押信吉時代も秀次改稱後も同形を用ゆるは信吉秀次の同人たるべき鐵案なり。

第二十七章 秀次長命寺の寺屋敷及山林等を安堵す

秀吉近江の地四十三萬石を孫七郎秀次に與へし後其所領内に在る奥島長命寺の屋敷寺家山林等は天正十一年秀吉が與へし安堵狀の旨を繼續して異なるなからしめんを通せしめたり九月二十六日増田長盛は秀次の臣田中吉政に其意を通じ吉政は同月晦日旨を長命寺に傳へたり。

一〇二八 島村長命寺文書

以上

先日者卒度懸御目本望候、仍而長命寺之事、寺屋敷、同寺家山林之事、坊主衆へ被下候付而、寺中堪忍候て相談候、如先々其段無別儀條、彌々孫七様へ被仰上、尤存候、猶寺家衆可被申入候、別而貴所御引廻於我等可畏入候、恐々謹言。

九月廿六日

増田仁右衛門尉

長盛 (花押)

田中久兵衛尉殿

御宿所

一〇二九 島村長命寺文書

以上

其寺中從 關白様被下候通、今以不可有異儀候、就者何かと出入於在之者、此方へ可被申越候、恐々謹言。

九月晦日

田中久兵衛

吉政 (花押)

長命寺々中

第二十八章 秀次八幡山に城を築き安土町を移す

秀次は比牟禮八幡宮の鎮座ある比牟禮山に城を築かんとす、古來比牟禮八幡社は山上山下兩社ありしかば、此時山上の社を遷座せしと傳ふるも、山下の社に合祀せしに非ず、神社志元來今の八幡町は古へ比牟禮庄又野間庄と稱し、島の郷宇津と接續の地なり、八幡の名は比牟禮八幡宮の鎮座により山の名となり、秀次築城後八幡山下町と稱したり。

秀次は安土山上に存せし城郭の一部及び武家邸宅町民の住家をも八幡山下に移さしめ、城下の町割を整備したり、是れ即ち八幡町の起源にして、本町通りは當時に於ける町の中心たり、鐵砲町玉屋町は武器製造に因み、博勞町は馬賣買を本位とせし、城下町に欠く可からざる所なり、疊屋町鍛冶屋町桶屋町は工業にして、仲屋町魚屋町等は商人群居の街たり、八幡の町名は安土町の舊名を襲用せりといふ、即ち新町池田町正神町本町等の名は安土村下豊浦に、又佐久間町博勞町寺内町永原町の名は同村常樂寺の地名に現存して同名兩地に傳へらる、嵯峨たる山上に數多の巨石を運び築城工

事に従ひし職工人夫の勞役想像するに難からざるも當時の史料存するものなし、只安土の町家を移轉せし時の史料は左の一通を得たり。

一〇三〇 京都紫野大徳寺塔中文書

あつち町之儀、ことく嶋郷へ被成御引候て、寸の隙なく取亂し候、委細者兵衛可申、よくくうんせき様へも、御侍者様へも御心得候て御申、頼存候、恐々謹言。
十一月廿五日

長田の

孫兵衛 (花押)

(上包)

あつち町より

長田の

孫兵衛

眞正庵

入々御中

長田村孫兵衛は其村にある大徳寺塔中眞正庵領の世話人にして天正十三年の納米を京より督促を受けしに答へたる文書なり安土町を島郷に悉く引移さるゝにより

一寸の暇も無きをいひ安土町にて大繁忙を極めし狀文中に溢る、十一月廿五日とありて年記なきも同年たる明なり。

第二十九章

池田長吉秀次の命を安部居道得坊に傳ふ

池田長政が未だ備中守長吉と稱せし時八幡山城主羽柴秀次の部下に屬せり、某年(天正十四年)五月安部居(西櫻谷村)の道得坊主に宛て、秀次の命を傳へたり。

一〇三一 西櫻谷村安部居念法寺文書

已上

安部之内道得坊主、羽柴中納言殿被成御免候條、右之通別儀有間敷者也。

五月廿日

池田備中守

長吉 (花押)

道得坊主

第三十章

秀次八幡町に政令を布く

秀次は翌十四年六月八幡山下町に十三箇條よりなる政令を發布せり、大要は信長が安土山下町に下せし政令と同様なれども彼此對照すれば二三の少異を見る。

一〇三二 八幡町共有文書

定 八幡山下町中

- 一 當所中爲樂市申付上者、諸座、諸役諸公事、悉免許事。
- 一 往還之商人上海道相留候、上下共至當町可寄宿並船之上下儀、近邊之商舟相留之當浦に可出入但荷物於付下者可爲荷物主次第事。
- 一 普請並傳馬免除事。付在陣、在京留守難、去用可合力事
- 一 火事之儀於付火者其亭主不可懸科至自火者遂糺明其身可追放但依事之躰可有輕重事。
- 一 各人之儀借屋並雖爲同家亭主不知其子細不及口入者、亭主不可有其科至犯過之輩者、遂糺明可處罪過事。
- 一 諸色買物之儀縱雖盜物買主不知之者、不可有罪、次彼盜賊人於引付者、任古法賊物可返付事。
- 一 分領中、德政雖行之當町免許上者、於當町借遣米錢者、不可有棄破事。

一天正拾年一亂以前、賣懸買懸手付以下之事者、可爲棄破雖然質物預ケ物、失出不申、訴人於有之者、遂糺明可相渡事。

一 喧嘩口論、並國質、所質、押買、押賣、宿之押借已下、一切停止事。

一 至町中譴責使同打入等之儀、林新左衛門尉、河瀬四郎左衛門尉、兩人仁相届之以糺明之上、可申付事。

一 於町並居住之輩者、雖爲奉公人並諸職人家並之役儀免除之事。

一 付加扶持召遣諸職人等各別事。

一 博勞之儀、國中馬賣買悉於當町中可仕候事。

一 付當町仁有之船之儀、公儀並當城用所申付、外免許事。

一 在々所々諸市當町に可相引事。

右條々若有違背之族者、速可處嚴科者也。

天正拾四年六月日 花押 ……(豊臣秀次)

(原本四枚綴目ノ裏ニ
花押一字ツ、三所アリ)

各條を通覽すれば秀次が八幡町に特許を與へ諸役諸公事家並役等を免じ、普請傳馬を免除し、德政の除外と本能寺變による安土動搖以前の貸借を棄破するを沙汰し取

縮として失火の源因に就て箇條を定め、罪人隱匿、盜賊取締の制を定め、喧嘩口論、國質、押賣を停止し、林新左衛門、河瀬四郎左衛門の二人を町政奉行として取締らしめ、町の繁榮策としては往還の商人を上下共に寄宿せしめ、商船を碇泊せしめ、近江國中の馬賣買を此の地に行はしめ、諸所に在りし市場を引移らしめ、之を樂市とせし、等八幡町の繁榮を圖りし、狀歴々として見るが如し、京極高次の城主時代に至り、此の特權の幾分は消滅すれども、諸役免除の特典は徳川時代にも依然として附與せられたり。

第三十一章 邇保郷井水の事につき沙汰す

邇保郷は野洲郡なり、天正十四年同郷民は古來の規律に係る文書を秀次に提供して、違變なからんを請へり、七月二十四日秀次即ち先例安堵の狀を同郷名主百姓中に與へたり。

一〇三三 諸家文書纂

其郷井水之事、從先規證文共披見候、然者出申候分者無妨候間、如前々申付訖、若違亂之在所者可爲曲事也。

天正十四年

七月廿四日

邇保郷

名主百姓中

秀

次 花押

第三十二章 秀次御上山に年貢を課す

天正十四年秀次は野洲郡三上山に玄米七石の年貢を課せり、地下人等低減を請ひしも許されず、爾後毎年七石づつを納付せり。

一〇三四 野洲郡御上神社文書

〔前略〕

一天正十三年酉歲、羽柴中納言秀次様、八幡山に被成御移候て、次年拾四戊歲ニ至テ、當山ニ御年貢米七石、定被仰付候、然者地下人御佗言ニハ七石迄之儀過分之儀候間、迷惑之旨色々申歎候へ共、終無御同心候て、どかく申候者他郷之者ニ山手米を出させ、御かゝせ可被成之由、其時之御代官駒井八右衛門被申候間、然上者領内を他郷之者ニ請させ候事、口惜次第と御請申候つる事、〔下略〕

一〇三五 同 社文書

態申入候、仍去年天正十七年山手七石之分急度可有納所候、請取ニ參候間延引候ては
いかゞ候間早々御申付候て可被下候、將又天正十六年分六石之分御納所候て相殘
壹石本利算用候て米可有御納所候、駒井殿之御時三上山十石にて候へ共、七石ニ三
上の政所又ハ駒井殿御うけありたき由申候間、さて其分ニ駒井殿へまかせ御請被
成候、左候へは去々々御むさくさ御申候て、御納所なく候哉、左様に候は、山をあけ
るべく候、此方より山あて候て、殿様へ御米あかり候様に才覺仕可申候、御分別候て
未進分之所を御申付候て可被下候、恐々謹言。

尙々七石之分御納所候て可然御殿様之御さく用狀申御藏入之事候間、急度被仰
付可被下候、委細長以可被申候、尙以口様へ七石之分納所なにとて申さる儀かと
御申候間、自然此方へ七石納所なく候は、爲心様之御さし昏御座候うへは不及
是非候、猶此長以可申候以上。

正月廿六日

山田久介

家元 (花押)

羽淵吉藏

家次 (花押)

三上政所

孫右衛門殿參

御宿所

(包紙ニ) 關白様御内山奉行山田久介羽淵兵藏

第三十三章 秀次定泉坊の音信に答ふ

蘆浦觀音寺定泉坊は端午の音信として兩種一荷を秀次に贈れり、五月三日秀次之に
答ふ。

一〇三六 栗太郡蘆浦觀音寺文書

爲音信兩種一荷到來祝着候、猶期口參節候、恐々謹言。

五月三日

中

將

秀次 (花押)

定泉坊 儿下

第三十四章 秀次長命寺の音信に答ふ

長命寺僧は某年歳暮の音信として二種二荷を秀次に贈れり、十二月廿八日秀次に
答謝す。

一〇三七 島村長命寺文書

二種二荷到來志之事誠被悦思召候也。

十二月廿八日 朱印…秀次

長命寺

第三十五章 秀次の女玉姫を洞覺院に葬る

天正十五年十一月十一日秀次の女玉姫八幡山下町に病死す、日杉山下洞覺院に葬り
正壽院殿利貞童女と諡す、年齢詳ならず秀次痛く玉姫の死去を悲しみ厚葬を行ひ廟
を同院内に建て、周圍一區の地を附し地租を免除す、其段別五段三畝十八歩あり、廟堂
内石碑と釋迦像一體を安置す、同像は座像にして胎内に舍利一粒と銘札を納む、題し
て曰く。

造立安置釋迦像一體。

元亨三年癸亥四月三日始之同五月三日結願

願主 沙彌 性佛

佛所立佐法橋竹有

豊臣秀次女玉姫之墓



八幡町洞覺院内

第三十六章 聚樂第行幸と秀次の和歌

天正十六年四月十四日正親町天皇豊臣秀吉の聚樂第に行幸あり、豪華美麗を盡した

る詳細は太閤記に記さる、當時豊臣秀次は大和太納言秀長と共に鳳輦に扈從したり、翌十五日秀吉が諸大名に朝廷を尊崇し永久不臣の行爲なく又秀吉に對して忠貞を盟ふ可き起請を天皇の御前に於て爲さしめし時秀次は其誓書に連盟せり、連名者は前田利家、浮田秀家、豊臣秀次、同秀長、徳川家康、織田信雄の六人にして小早川秀秋に宛てたり、次に蒲生氏郷、京極高次、井伊直政等二十一人に連署の同文起請を爲さしめたり。

十六日には和歌會あり、寄松祝を題として御製を賜りたり、秀次の咏は

治れる御代ぞとよばふ松風に、民の草葉もなほなびくなり

とあり、十七日は秀吉伶人の樂を上覽に供し、十八日に還幸仰出されたり。

第三十七章 秀次京より八幡山城に歸る

天正十六年八月十八日、秀次京都を發して八幡山に歸城す、秀次上京の月日詳ならざれども、四月聚樂第御幸の時より滯京せしには非ざるべし、毛利輝元、小早川隆景、吉川廣家等京都に於て秀次を送れり。

吉川史臣略記

天正十六年八月十八日、近江中納言殿江州八幡山へ歸城、三家暇乞之ために被參、今日大友豊後侍從京着なり。

吉川家譜

同年八月十八日、近江中納言江州八幡山へ歸ニ因テ、輝元公、隆景公、廣家公暇乞トシテ至リ玉フ。

第三十八章 秀次白鳥を朝廷に獻す

琵琶湖の白鳥は冬季に於ける佳味として古來贈遣に用ひられたり、佐々木氏の時白鳥を朝廷並に將軍家に獻進せし例少なからず、我が八幡山城主たる豊臣秀次は天正十七年正月二十日、白鳥一折を日野家の申次によりて朝廷に獻上せり。

御湯殿上日記

天正十七年正月廿日、あふみの中納言よりはく鳥一折まひる、申つきひのなかはし日ろうあり。

第三十九章 秀次比牟禮八幡社を修築す

八幡町鎮座比牟禮八幡神社は古へ山上山下に分祀され山上に在るを上八幡山下に在るを下八幡と稱す、天正十七年秀次は雨森左近、淺野新介兩人を奉行とし上八幡社を修築せしむ、大工は高木兵衛にして八月より着手し十一月に至りて就れり。

一〇三八 八幡町高木作右衛門氏文書

前略

上八幡くわんはくさまより御さうくなされ候、天正十七年八月より同十一月まで御さうくなされ候、御奉行雨森左近、淺野新介殿にて、兵衛仕候事。

第四十章 小田原征伐と本郡

天正十八年三月豊臣秀吉北條氏政を小田原に征せんと十七年十月十日先づ軍令を發し軍役を諸國に命ず、三月朔日を出陣期日と定め軍役は國の遠近により等差あり、我近江には石高百石に六人役を課せらる、當時本郡の石高を最少限度八萬石と假定するも四千八百人の軍役なり、此軍役は全部人夫にて徴せしにはあらずして必要人數の外は米錢代償なるべし。

第四十一章 秀吉八幡に宿陣す

三月一日秀吉は京都を發し隊伍堂々近江に入り三日八幡山城に着陣せり、八幡山城主豊臣秀次は既に出陣して不在なり。

武徳大成記

天正十八年三月三日、秀吉江州八幡に着陣、中納言秀次八幡ニアルニヨリ秀吉數日逗留アリ。

武徳編年集成

同年三月三日秀吉江州八幡山ニ至ル

大成記に秀次在城により數日逗留と記すれど翌四日柏原田に次せし事脇坂子爵文書に、

去月廿九日之注進狀、四日於柏原披見候、廿七日至清水着船之由被聞召届候云々。とあり、脇坂安治は二十七日既に駿河の清水港に着陣し、二十九日其地の狀を秀吉に報し、秀吉之を三月四日柏原にて披見したるを證すれば、大成記の中納言秀次以下の記事は誤れり、但し秀吉が八幡に宿せしは片岡某が當時の戲作の一節にも、

弓矢とる身のおどまりに八幡山は理りやまら
とあるも一證とすべし。

第四十二章 秀次の出陣と最後の行賞

八幡山城主豊臣秀次は秀吉が京都を出てし前既に近江の大兵を率ゐて出陣し、三月の始め駿河の蒲原に着陣し下旬に秀吉小田原に着陣したれば攻撃の部署を定む、秀次は先づ山中城攻撃に先陣として奮戦し、四月三日小田原城攻圍には細川忠興浮田秀家等と共に左陣に屬して敵を牽制せり北條五代記爾後月を越へ七月に至り小田原城陥り氏政弟氏照等屠腹して死す、八月秀吉は諸將の功を論し賞を行ふ、秀次は尾張國と北伊勢五郡を與へられ合計百萬石の封土を領したり、蒲生氏郷も伊勢松坂より奥州十七郡百萬石の封侯となりたり。

太閤記

御知行割之事

- 一 伊豆相摸上野下野武藏上總下總
- 一 尾張并北伊勢五郡

大納言 家康 卿
中納言 秀次 卿

一 奥州十七郡

羽紫飛驒守氏郷

以下省略

小田原平定の後奥羽九戸の亂あり、秀次秀吉の名代として之に趣き蒲生氏郷と共に進て亂を鎮め翌十九年正月凱旋し二月正二位權大納言に昇進せり、五月再び九戸の亂あり又元帥として奥羽に下り平定の功を奏し境域を定め標號を建て、秀吉の命を奉して論功行賞し苛政を除き賦役を定め、奥州中尊寺下野の足利學校鎌倉の金澤文庫等を歴訪し古經珍籍を携へ京都に還る、十一月秀吉の養子となり十二月内大臣に任じ更に關白宣下あり文祿元年正月には左大臣となり終生の得意時代に入りたり、されば秀次の八幡山城主は天正十四年より十八年小田原平定迄の短日月に過ぎざりき、是より八幡山城は京極高次の治所となり城下町及び附近の地は京極氏の封地となりたり、然れども秀次が近江の封地は猶多く繼續され所謂御藏入として支配されれば今後の政令史料も存するもの少からず、二三を併記し置く。

第四十三章 秀次北近江の藏米運送を觀

音寺に命ず

某年十一月七日秀次は近江北郡に在る藏米千石を大津に運送せしめ熊谷大膳に渡すべきを蘆浦観音寺に命じたり。

一〇三九 栗太郡蘆浦観音寺文書

江州北郡之藏米千石至大津被召寄之條手寄之舟申付熊谷大膳かたへ可相渡者也。
十一月七日

朱印……秀次

観音寺

第四十四章 秀次中郡の藏米運送を観音寺に命ず

文祿二年十月秀次は蘆浦観音寺に命じて近江中郡當年の藏入米二千石を大津に運はしめ白江備後守に渡さしめたり。

一〇四〇 栗太郡蘆浦観音寺文書

江州當納分御藏米貳千石中郡より至大津被召寄候間手寄之船申付白江備後守かたへ可相渡候也。

文祿二年十月十九日

朱印……秀次

観音寺

第四十五章 秀次丹波を領す

八幡山城主秀次は丹波國に所領を有せり其地分明ならざれども山役錢五ヶ月にて六拾九貫六百五十文と綿三百四十五匁とを高山忠右衛門が納付せし請取狀あり山年貢と綿とを運上せしに考ふれ其領地は山僻の村落にして養蠶業の盛なりし土地なりしが如し。未だ木綿なき時なれば眞綿なるべし

一〇四一 野洲郡御上神社文書

丹波所々山役錢手前分之内運上之事。

合六拾九貫六百五十文者但帳面之外聞出共二四月より八月迄五ヶ月分也

并綿三百四十五文目者

右請取所如件。

天正廿年九月四日

朱印……(秀次)

高山忠右衛門

第四十六章 京極高次八幡山城に封せらる

天正十八年京極高次小田原征伐に従ふて功あり秀吉即ち八幡山城に封じ二萬八千石を領せしむ。八幡山城は秀次築城より五年にして其主を換へたり。京極氏は宇多源氏佐々木氏にして信綱の四子氏信を家祖とす。爾來江北に守護として子孫連綿たりしが高濂の時淺井亮政の爲に實權を奪はれ小谷城中に客居し子高延孫高廣を経て高吉に至る三世は沈淪極度に達したり。信長の近江に入り佐々木六角氏の根據を轉覆せし後信長秀吉をして高吉を招かしむ。高吉其子小法師を岐阜に質とす。小法師は即ち高次なり。信長安土に築城せし後高吉は安土に移住し天正九年正月同地に卒す。小法師高次は信長に仕へて忠實なり。奥島五千石の地を與へらる。天正九年正月八日信長が安土に爆竹調馬を爲せし時蒲生氏郷に續て北方五番の列に加はり翌十年正月十五日安土城下に爆竹のありし時も又調馬の列に加はり六月本能寺の變後明智光秀に黨して長濱城を奪ひたり幾もなく光秀滅せらる。秀吉之を怒り高次を誅せんとす。高次逃れて柴田勝家に依り勝家亡ぶる後若狹の武田元明に倚る。元明の妻は高次の妹なり。秀吉元明を滅し其妻を虜へて營に入る之を松の丸と號す。松の丸秀吉の

寵を得て高次が罪を謝し終に許さる。天正十二年高島郡田中郷二千五百石を與へられ初めて叙任して従五位上侍従となり加封して五千石となる。此年秀吉九州を征伐す。高次隨ふて功あり大溝城に封し一萬石を領す。十八年小田原征伐の功は一萬八千石の加封を得て八幡山城に主となれり。

續武家補任

京極源高次小法師、小兵衛、近江長門守、高吉第一男、永祿六年生

天正十八年月移江州八幡山加二萬八千石

寛政重修諸家譜

京極

高次小法師、小兵衛、若狹守、中略天正十八年小田原陣に扈從し關東平均のち加増あり近江國八幡山にをいて二萬八千石を領す。

第四十七章 高次比牟禮八幡社々殿及神輿を修理す

文祿二年高次は小鹽清四郎を奉行として比牟禮八幡社の寶殿并に神輿の修理を爲さしむ。八幡町の高木兵衛工事を掌り二月より着手し四月に至りて就れり。

〔前略〕

一 御こしのしゆり

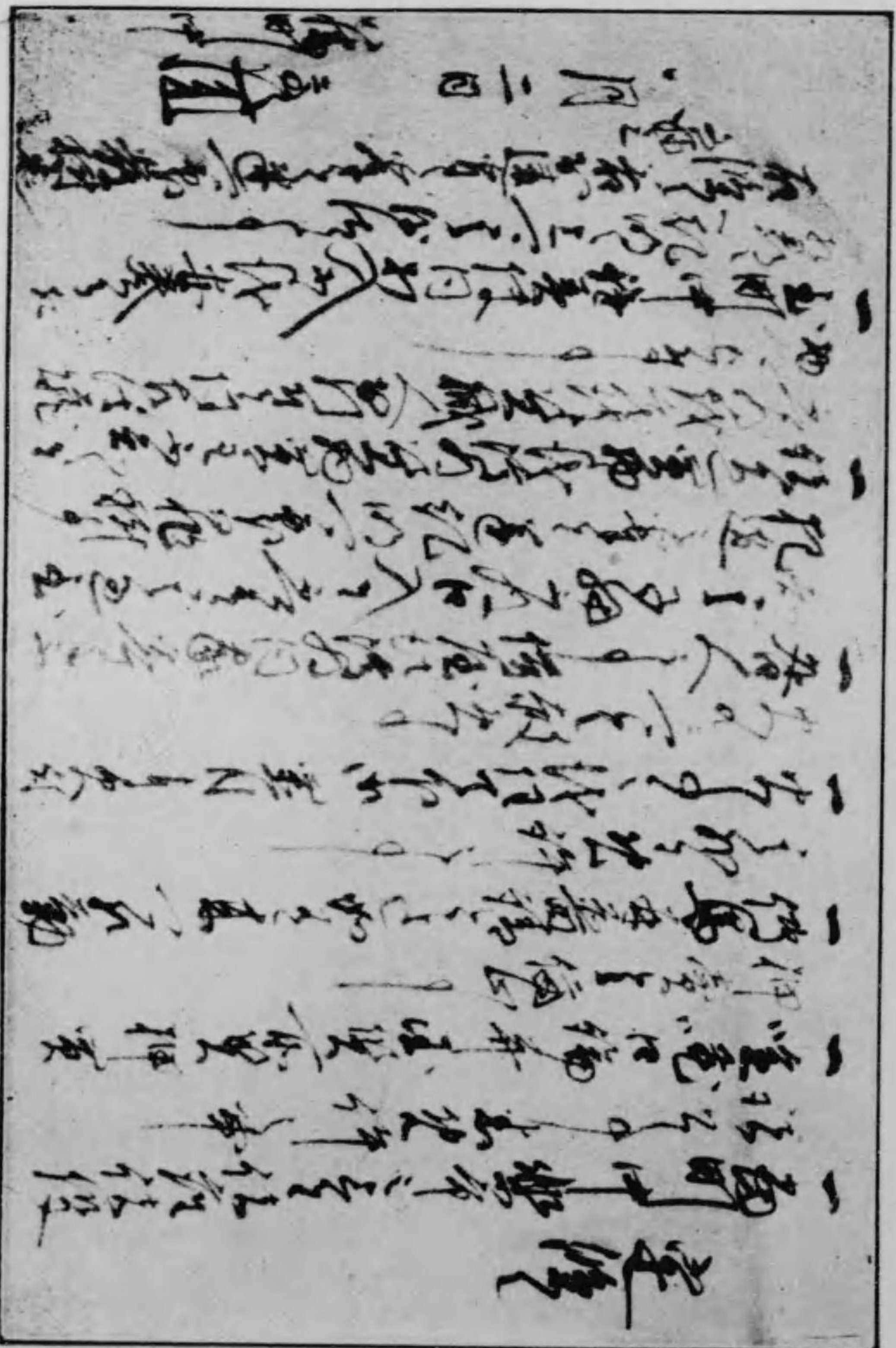
京極様御さうく被成候、文祿二年二月より四月まで御奉行小鹽清四郎殿にて兵衛仕候事。

一 御ふうでん

京極様御さうく被成候、文祿二年二月より四月中まで御奉行小鹽清四郎殿にて兵衛仕。

第四十八章 高次の八幡町掟

高次が八幡山城主となりしは提封僅かに二萬八千石に過ぎざれば秀次が近江の大城主たりしに比し頗る相異せり、高次が城主時代の史料は僅かに一二に過ぎず、文祿三年八月八幡町に令せし掟は七箇條より成れり、之を信長の安土山下町掟、秀次の八幡山下町の掟に對照すれば其權威の相異甚だしきを見る、安土の掟は大都市的にして秀次の八幡掟は城下町的なり、高次に至りては平凡なる地方城主の掟たるに過ぎ



京極高次八幡町掟

八幡町共著

ぎす。

一〇四三 八幡町共有文書

定條々

- 一 當町中樂市之上者、諸座、諸役、諸公事、悉免許之事。
 - 一 喧嘩口論、並國質、所質、押買、押賣、令停止事。
 - 一 傳馬並普請、今迄如有來可相勤、其外令免許之事。
 - 一 火事之儀、任天下之御置目自火、付火、共に可令赦免事。
 - 一 各人之事、借屋仕候、雖爲同家亭主、不知其子細、不及口入者、不可有其過、至犯過之輩者、遂糺明、可處罪科事。
 - 一 諸色買物之儀、雖爲盜物買主、不知之者、不可爲越度、次彼盜賊人於引付者、任古法、贓物可返付事。
 - 一 至町中、譴責使同打入等候義、安養寺仁相尋、以糺明之上、可其沙汰事。
- 右條々若於違背之輩者、速可處嚴科者也。

文祿三

八月二日

高次 (花押)

第四十九章 伏見豊光寺の建立と高次

附 蒲生氏郷

相國寺九十二世西笑承兌和尚は當時の碩學にして秀吉の殊遇を受け文事を以て機密に參す、文祿三年八月承兌伏見に豊光寺を建つ秀吉部下の諸將其祿に應じて寄附を爲す、八幡山城主京極高次は米拾石、會津百萬石の蒲生氏郷は米五千石を寄せたり、豊光寺は江戸時代に相國寺内に移轉す今の新豊光寺是なり。

一〇四四 京都相國寺文書

伏見ニたい長老寺之作勸進

次第不同

一百石	江戸大納言殿	花押	徳川家康
一百石	あきのさいしやう殿	花押	毛利輝元
一百石	越後さいしやう殿	花押	上杉景勝
一五十五石	大和中納言殿	花押	羽柴秀長
一五十五石	加賀中納言殿	花押	前田利家

一五十五石	備前さいしやう殿	花押	浮田秀家
一五十五石	あいつの少將殿		蒲生氏郷
一五十五石	さたけの侍臣殿	花押	佐竹義宣
一五十五石	小はや河の侍臣殿	花押	小早川隆景
一五十五石	あさの左京太夫殿	花押	淺野幸長
一五十五石	中村式部太夫殿	花押	中村一氏
一三拾石	岐阜中納言殿	花押	織田秀信

中略

一三拾石	出羽の侍臣殿	花押	最上義光
一三拾石	みやへ兵部少	花押	宮部繼潤
一貳拾石	脇坂中書	花押	脇坂安治
一拾石	八幡の侍從殿	花押	京極高次
一同	石田治部少輔	花押	石田三成
一同	増田ゑものせう	花押	増田長盛

- 一同 あかし左近 花押
- 一同 津田なかご 花押
- 一同 小野木縫殿介 花押
- 一五 石 藤堂佐渡守 花押
- 一五 石 羽田長門守 花押

藤堂高虎

中略

右たいちやうらう、寺御こんりうなされ候、方丈は上様より被仰付かくり。其外各御書立のこどく御馳走候様どの儀にて候以上。

文祿三八月廿一日

山中山城守 花押

有馬刑部卿法印 花押

有樂齋 花押

第五十章 京極高次の大津城移封

文祿四年八幡山城主京極高次は大津城に轉封し三萬二千石を増加せられ六萬石を食む、當時の知行目錄を存せざるにより其封地分明ならざれども八幡山城主時代の

封地は依然たりしならん、同年十月二十日其臣箕浦次郎左衛門に二百石の加封を與へし地が本郡竹村^{桐原}に百五拾石、中山村^{北比部}の内にて五拾石なりしは注意すべし、箕浦氏は京極氏の舊臣にして南北朝時代道譽の部下として殊勳ありし名家の子孫なれば己れの加封さるゝに際しかく恩恵を分ちしものならん、坂田郡柏原小學校の地は即ち箕浦氏の舊邸趾なり、慶安年間箕浦太兵衛の時淺野家に仕へて子孫今に廣島に居住す高次の與へし知行目錄左の如し。

一〇四五 廣島市箕浦常吉氏文書

知行分之事

- 一百五拾石 かまふ郡 竹村
- 一五拾石 同 中山
- 合貳百石 當年加増分
- 一貳百石 本知
- 一五 百石 <sup>鐵炮之者
與力廿人</sup>

右合九百石從當年令扶助候全可有知行者也

文祿四年十月廿日

高次 印

第五十一章 豊臣秀頼惣見寺を修繕す

慶長九年豊臣秀頼安土山惣見寺及び鎮守社等を修繕す、秀頼の母淺井氏(淀君)も黄金百枚を出して織田有樂に命じて書院及び庫裡を建つ。

一〇四六 惣見寺歸口銘

江州安土山惣見寺御造營

豊公朝臣秀頼也

慶長九年 甲辰 八月吉日

惣見寺由来記

三重塔 二間四面外ニ四方五尺五寸縁有之

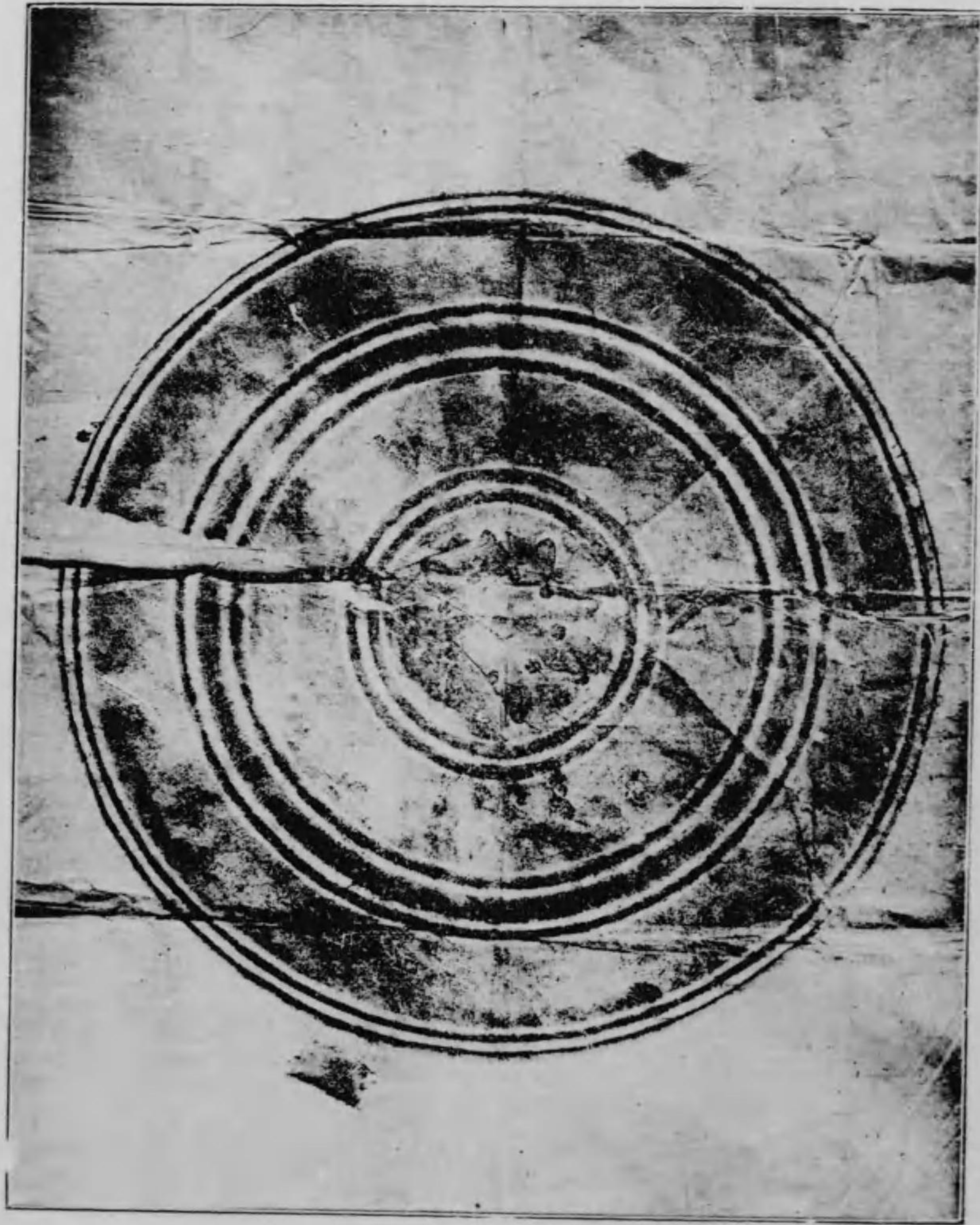
天正年中泰岩公甲賀より此所へ御引取

慶長九年 甲辰 八月吉日 秀吉公之三男

豊臣公朝臣秀頼君再御造營云々(中略)

秀頼造立之儀者塔ノランカンギボシニ彫付有之也

豊臣秀頼寄進の金口



安土山惣見寺舊藏
八幡町小梅吉氏所藏

鎮守社 一間社也

熱田太神宮 三間四面外ニ四尺ノ縁有之

拜殿 右社并拜殿泰岩公御在世之時甲賀より御引移り其後秀頼君慶長九年
造立

書院 桁行六間梁行二間半外ニ二方二尺五寸ノ縁有之南方ニ一間ノ縁有之

右書院泰岩公御他界已後開山在住ノ時秀頼公ノ御母儀織田有樂公ニ
被仰付黄金百枚ニ而書院與庫裡與二ヶ所御建立云々。

第五十二章 秀頼石堂村を太田右衛門佐に 與ふ

慶長十七年九月豊臣秀頼大坂城に在り石堂村七百石と山城國草内村三百石合計千
石の地を太田右衛門佐に與へたり近江國大部分は徳川家康の勢力範圍に歸せし時
猶豊臣家の給地狀を見るは兩勢力の存在を證するものなり。

一〇四七 侯爵前田利爲氏所藏文書

近江國蒲生郡石堂村七百石、上山城草内村三百石、都合千石之事令扶助訖、全可領知

者也。

慶長十七年

九月廿八日

太田右衛門佐とのへ

朱

印 (豊臣秀頼)

近江蒲生郡志卷三 終

大正十一年三月七日印刷

大正十一年三月廿日發行

(非賣品)

滋賀縣蒲生郡役所

岐阜縣大垣市郭町百五十三番戸

西濃印刷株式會社代表者

河田 貞次郎

印刷者

岐阜縣大垣市郭町百五十三番戸

西濃印刷株式會社

印刷所

IT-5A-3

大正十一年三月十日
大正十一年三月十日

滋賀縣南本郷町

田中

田中

田中

田中

終